

名古屋市公報	令和元年 5月 9日 第 1号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市教育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(教育・総務課) (第50号)	5
○ 名古屋市生活保護法施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課) (第51号)	6
○ 被服貸与規則の一部を改正する規則	(総務・給与課) (第52号)	9
告 示		
○ 名古屋市農業センター駐車場の有料期間	(緑土・農業センター) (第223号)	23
○ 兼用工作物管理協定(国道153号・川名公園)について	(緑土・緑地管理課) (第224号)	24
○ 建築協定書の縦覧	(住都・建築指導課) (第225号)	25
○ 特定計量器定期検査の実施	(市経・消費流通課) (第226号)	27
○ 兼用工作物管理協定(市道久屋大通・久屋大通公園)について	(住都・都心まちづくり課) (第227号)	29
○ 名古屋国際会議場の臨時休場	(観光・MICE推進室) (第228号)	30
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課) (第229号)	31
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について	(緑土・都市農業課) (第230号)	33
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課) (第231号)	34
○ 名古屋市農業センターの駐車場使用料徴収事務委託	(緑土・農業センター) (第232号)	47
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課) (第233号)	48
○ 有料公園施設等の使用料の徴収事務の委託について	(緑土・緑地管理課) (第234号)	50
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課) (第235号)	51
○ 指定一般相談支援事業者等の指定について	(健福・障害者支援課) (第236号)	56
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	(健福・障害者支援課) (第237号)	58
○ 指定一般相談支援事業等の廃止について	(健福・障害者支援課) (第238号)	61

○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第239号)	62
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第240号)	65
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課)	(第241号)	67
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課)	(第242号)	68
○ 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(住都・住宅管理課)	(第243号)	69
○ 犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の収納事務の委託について	(健福・食品衛生課)	(第244号)	77

監 査 委 員 規 程

○ 名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程の一部を改正する規程	(第2号)	78
--------------------------------------	-------	----

教 育 委 員 会 規 則

○ 名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則	(第13号)	84
○ 名古屋市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則	(第14号)	85

教 育 委 員 会 告 示

○ 名古屋市志段味古墳群歴史の里の駐車場の有料期間について	(第13号)	92
○ 教育委員会定例会の開催について	(第14号)	93

上 下 水 道 局 管 理 規 程

○ 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程及び名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の一部改正	(第13号)	94
--	--------	----

交 通 局 管 理 規 程

○ 名古屋市交通局会計規程の一部改正	(第17号)	96
○ 名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部改正	(第18号)	101

公 告

○ 平成31年度名古屋市職員第 1類・免許資格職採用試験公告	(人事・任用課)	104
○ 認可地縁団体の所有不動産の登記移転等に係る公告	(市経・地域振興課)	117
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	122
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の休止公告	(上下水・営業課)	123
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	124

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市教育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第50号）

- 1 内容

名古屋市教育センター条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第34号）の施行期日は、平成31年 7月29日とします。ただし、附則第 2 項の規定の施行期日は、同年 5月 7日とします。

- 名古屋市生活保護法施行細則の一部を改正する規則（第51号）

- 1 改正内容

元号を改める政令（平成31年政令第 143号）の公布に伴い、規定の整備を行います。（第17号様式及び第17号様式の 2関係）

- 2 施行期日

平成31年 5月 1日から施行します。

- 被服貸与規則の一部を改正する規則（第52号）

- 1 改正内容

事務事業の見直し等に伴い、規定の整理を行います。（第 2条、第12条及び別表関係）

- 2 施行期日

平成31年 6月 1日から施行します。

教 育 委 員 会 規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則（第13号）

- 1 改正内容

名古屋市学校事務センターの位置を変更します。（第 1条関係）

- 2 施行期日

平成31年 7月29日から施行します。

○ 名古屋市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則（第14号）

1 改正内容

名古屋市教育センター条例（昭和56年名古屋市条例第 7号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 4条、第 5条、別表及び様式関係）

2 施行期日

平成31年 7月29日から施行します。

名古屋市教育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成31年 4 月22日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第50号

名古屋市教育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

名古屋市教育センター条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第34号）の施行期日は、平成31年 7 月29日とする。ただし、附則第 2 項の規定の施行期日は、同年 5 月 7 日とする。

名古屋市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4月25日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第51号

名古屋市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

名古屋市生活保護法施行細則（昭和44年名古屋市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第17号様式を次のように改める。

第17号様式

生活保護法医療券・調剤券 (年 月分)

公 費 負 担 者 番 号					有 効 期 間	日 から 日 まで
受 給 者 番 号					単 独 ・ 併 用 別	
氏 名	() 年 月 日 生					
居 住 地						
指 定 医 療 機 関 又 は 指 定 薬 局						
傷 病 名	(1)				診 療 別	
	(2)				入 院 ・ 外 来 別	
	(3)					
名古屋市 区社会福祉事務所長 印						
備 考	社 会 保 険					
	感染症の予防及び感染症の患者に対す る 医 療 に 関 す る 法 律 第 37 条 の 2					
	そ の 他					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とする。

第17号様式の 2中「平成」及び「明・大・昭・平」を削る。

附 則

この規則は、平成31年 5月 1日から施行する。

被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4 月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第52号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則（昭和36年名古屋市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号」を「次」に改め、「、数量、制式番号（次条に規定する制式に対応する貸与品の番号をいう。）」を削り、「当って」を「当たって」に改める。

第12条第2項中「特別の定めがあるときは」を「別表に定めるものについては」に改める。

別表を次のように改める。

別表

1 甲類

所管局	職種	貸与品の種類	保存期間
市長室	運転士	◎制服（上・冬）	3 年
総務局	守衛長及び守衛士	制帽（夏）	3 年
		制帽（冬）	3 年
		◎制服（上・冬）	3 年
		◎制服（下・冬）	3 年
		シャツ（夏）	3 年
		シャツ（盛夏）（2 着）	3 年
市民経済局	守衛士	ズボン（夏）（2 着）	3 年
		制帽（夏）	3 年
		制帽（冬）	3 年
		◎制服（上・冬）	3 年
		◎制服（下・冬）	3 年
		シャツ（夏）	3 年
		シャツ（盛夏）	3 年
		ネクタイ	1 年
		ズボン（夏）（2 着）	3 年
		ベルト（夏）	2 年
環境局	運転士	◎防寒衣	4 年
		◎制服（上・冬）	3 年
		◎制服（上・冬）	3 年
		◎制服（下・冬）	3 年
		◎防寒衣	4 年
健康福祉局	清掃主事、環境事業所（事務係を除く。）に勤務する係長及び主査並びに処分場業務係に勤務する係長	防水衣	4 年
		長靴	4 年
		◎帽子（夏）	1 年
		◎帽子（冬）	1 年
		◎制服（上・夏）	1 年
		◎制服（上・冬）	1 年
		◎制服（下・夏）（2 着）	1 年
		◎制服（下・冬）	1 年
		ベルト	1 年
		◎靴	1 年
緑政土木局	食品衛生検査所に勤務し、食品衛生の監視を行う者	◎制服（上・冬）	4 年
		◎制服（下・冬）	3 年
		シャツ（夏）（2 着）	3 年
		ズボン（夏）	3 年
区役所	総務課に勤務する運転士	◎制服（上・冬）	3 年
		シャツ（夏）	2 年
		◎制服（上・冬）	3 年
		◎制服（下・冬）	3 年
		シャツ（夏）（2 着）	3 年
		シャツ（冬）（3 着）	3 年
		エプロン	3 年
		ズボン又はスカート（夏）	3 年
		◎制服（上・冬）	4 年
		◎制服（下・冬）	3 年
市会事務局	環境衛生及び食品衛生の監視を行う者	シャツ（夏）（2 着）	3 年
		ズボン（夏）	3 年
		◎制服（上・冬）	3 年
		◎制服（下・冬）	3 年

2 乙類

所管局	職種	貸与品の種類	保存期間
市民経済局	産業部次世代産業振興課に勤務する技師並びに中央卸売市場本場管理課施設係及び中央卸売市場北部市場管理課施設係に勤務する係長	○作業服 (上) ○作業服 (下・夏) ○作業服 (下・冬) シャツ (夏) ◎防寒衣 安全靴	4 年 3 年 4 年 2 年 4 年 3 年
	中央卸売市場本場、中央卸売市場北部市場及び工業研究所に勤務する技師	○作業服 (上) ○作業服 (下・夏) ○作業服 (下・冬) シャツ (夏) ◎防寒衣 安全靴	3 年 3 年 3 年 2 年 4 年 3 年
	工業研究所に勤務し、化学試験を行う主任研究員及び研究員	作業服 (下・夏) 作業服 (下・冬) 白衣	3 年 3 年 1 年
観光文化交流局	名古屋城総合事務所管理活用課保存維持係に勤務する係長	○作業服 (上) ○作業服 (下・夏) ○作業服 (下・冬) シャツ (夏) ◎防寒衣 安全靴	4 年 3 年 4 年 2 年 4 年 3 年
	名古屋城総合事務所管理活用課保存維持係に勤務する技師	○作業服 (上) ○作業服 (下・夏) ○作業服 (下・冬) シャツ (夏) ◎防寒衣 安全靴	3 年 3 年 3 年 2 年 4 年 3 年
環境局	環境科学調査センター監視係に勤務する者	作業服 (上) 作業服 (下・冬)	3 年 4 年
	事業部廃棄物指導課に勤務する者	作業服 (上) 作業服 (下・冬)	4 年 4 年
	環境事業所に勤務する清掃運転士	帽子 作業服 (上) 作業服 (下) (2 着) シャツ (夏) シャツ (盛夏) シャツ (冬) (2 着) ゴム引手袋 (2 双) 長靴 靴	2 年 2 年 1 年 2 年 2 年 4 年 1 年 3 年 1 年
	施設部 (施設課事務係、処分場業務係及び工場を除く。)に勤務する係長、主査及び技師並びに処分場に勤務する主幹	○作業服 (上) ○作業服 (下・冬) ◎防寒衣 安全靴	3 年 3 年 4 年 3 年
	処分場に勤務する清掃運転士	帽子 作業服 (上) 作業服 (下) (2 着) シャツ (夏) シャツ (盛夏)	2 年 2 年 1 年 2 年 2 年

		シャツ（冬）（２着） ゴム引手袋（２双） 長靴 安全靴	４年 １年 ３年 ２年
健康福祉局	身体障害者更生相談所に勤務する看護師	○看護衣（上・半袖） ○看護衣（下） ○靴	２年 ２年 １年
	身体障害者更生相談所及び厚生院附属病院に勤務する理学療法士及び作業療法士並びに同病院リハビリテーション科に勤務する副部長	ズボン 白衣（夏） 白衣（冬）	１年 ２年 ２年
	厚生院に勤務する院長、厚生院附属病院に勤務する副院長及び部長、同病院第一診療科、第二診療科、第三診療科及び第四診療科に勤務する者並びに衛生研究所に勤務する主査（情報管理）	白衣	８月
	厚生院管理部管理課栄養管理係及び附属病院薬剤科に勤務する者（業務士を除く。）	白衣	１年
	厚生院管理部業務課に勤務する主査並びに同課介護係及び厚生院附属病院看護部に勤務する者（介護員を除く。）	○エプロン又は予防衣 ○看護衣（上・半袖） ○看護衣（上・長袖） ○看護衣（半袖） ○看護衣（長袖） ○看護衣（下）	２年 ２年 ２年 ２年 ２年 １年
	厚生院管理部業務課に勤務し、救護施設の入所者の介護を行う介護員	指導服（冬） ズボン	４年 ２年
	厚生院管理部業務課に勤務し、特別養護老人ホームの入所者の介護を行う介護員	指導服（冬） ズボン	３年 ２年
	厚生院附属病院に勤務する業務士及び介護員	○予防衣	１年
	厚生院附属病院検査科に勤務する者（部長を除く。）	ズボン 白衣	１年 １年
	中央看護専門学校（管理課を除く。）に勤務する者	○看護衣（上・半袖） ○看護衣（上・長袖） ○看護衣（半袖） ○看護衣（長袖） ○看護衣（下）	２年 ２年 ２年 ２年 １年
	生活衛生センターに勤務する主幹及び看護師	ズボン ○白衣（夏） ○白衣（冬）	１年 ２年 １年

子ども青少年局		○看護衣（上・長袖） ○看護衣（下）	2 年 2 年
	生活衛生センター庶務係に勤務する運転士並びに同センター感染症対策係及び生活環境係に勤務する係長及び技師	○作業服（上） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） 白衣	3 年 3 年 3 年 1 年
	食品衛生検査所に勤務し、食品衛生の監視及び検査を行う者	作業服（上） 白衣	3 年 1 年
	動物愛護センターに勤務する者（主事及び技士を除く。）	作業服（下・夏） 作業服（下・冬） 白衣（夏）（2 着） 白衣（冬）	3 年 3 年 3 年 3 年
	食肉衛生検査所に勤務する者（指導管理係に勤務する係長及び主事を除く。）	作業服（下・夏）（2 着） 作業服（下・冬）（2 着） 白衣（2 着） 白衣（夏） 白衣（冬）	3 年 4 年 8 月 1 年 1 年
	衛生研究所疫学情報部に勤務する主任研究員及び研究員並びに微生物部に勤務する者	作業服（下・夏） 作業服（下・冬） 白衣	3 年 3 年 1 年
	衛生研究所食品部及び生活環境部に勤務する者	作業服（下・夏） 作業服（下・冬） 白衣（2 着）	3 年 3 年 1 年
	理学療法士及び作業療法士	指導服（冬） ズボン	5 年 2 年
	運転士	○作業服（上） 長靴	4 年 4 年
	児童福祉センター中央療育センター診療相談係に勤務する主事、児童福祉施設（児童福祉センター中央療育センターみどり学園、わかくさ学園及びすぎのこ学園並びにくすのき学園、ひばり荘、玉野川学園、あけぼの学園、地域療育センター並びに保育園をいう。以下同じ。）（保育園を除く。）に勤務する者（児童福祉センター中央療育センターみどり学園、わかくさ学園及びすぎのこ学園並びにくすのき学園に勤務する者にあつては、園長を除き、ひばり荘に勤務する者にあつては係	指導服（冬） ズボン 靴	5 年 2 年 1 年

	長、児童の養育等を行う主事及び保育士、看護師並びに准看護師に、玉野川学園及び地域療育センターに勤務する者にあつては児童の養育等を行う主事及び保育士に、あけぼの学園に勤務する者にあつては係長、児童の養育等を行う主事、保育士及び業務士に限る。)及び児童相談所保護係に勤務する主事及び保育士		
	児童福祉センター中央療育センター診療相談係及び児童福祉施設（ひばり荘及び保育園を除く。）に勤務する保健師、看護師及び准看護師	○靴	1 年
	児童福祉センター管理課及び児童福祉施設に勤務する管理栄養士及び栄養士	白衣	1 年
	保育園に勤務する者（業務士を除く。）	保育服（冬） ズボン 靴	5 年 2 年 1 年
住宅都市局	運転士	○作業服（上） シャツ（盛夏）（2 着） 長靴	4 年 4 年 4 年
	監理指導室、都市計画部、営繕部、建築指導部、都市整備部又はリニア関連都心開発部に勤務し、土木若しくは建築の現場監督又は工事検査を行う者（部長、参事、課長、室長、所長及び主幹（営繕部主幹（病院整備）を除く。）を除く。）	○作業服（上） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） シャツ（夏） ◎防寒衣 安全靴	3 年 3 年 3 年 2 年 4 年 3 年
緑政土木局	主幹（農業振興）並びに都市農業課農業土木係に勤務する係長及び技師	○作業服（上） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） シャツ（盛夏） 安全靴	3 年 3 年 3 年 2 年 3 年
	技術指導課に勤務する課長及び主査、同課指導検査係、路政部道路利活用課境界測量総括係、東部方面境界測量	○作業服（上） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） シャツ（盛夏） ◎防寒衣	3 年 3 年 3 年 2 年 4 年

係及び西部方面境界測量係並びに河川部河川管理課監理指導係に勤務する係長及び技師、同部河川工務課施設整備係に勤務し、機械又は電気設備の整備を行う技師、ポンプ施設管理事務所に勤務する所長、係長（事務係に勤務する者を除く。）及び技師、緑地部に勤務する主幹（公園適正利用）、同部緑地管理課に勤務する課長及び主査、同課指導係に勤務する者、同部緑地事業課に勤務する課長及び主査（防災公園整備）並びに同課整備係に勤務する者	安全靴	3 年
土木事務所に勤務する所長、副所長、係長（管理係に勤務する者を除く。）、主査（リニア関連工事等調整）及び技師	○作業服（上） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） シャツ（夏） ◎防寒衣 安全靴	3 年 3 年 3 年 2 年 4 年 3 年
土木事務所、路政部道路管理課監理係及びポンプ施設管理事務所に勤務する運転士	○作業服（上）（2 着） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） シャツ（夏）（2 着） 長靴	3 年 3 年 3 年 3 年 4 年
路政部道路管理課路政係及び道路維持課、道路建設部、河川部河川管理課、都市農業課、緑地部並びに東山総合公園に勤務する運転士	○作業服（上） シャツ（盛夏）（2 着） 長靴	4 年 4 年 4 年
路政部道路管理課監理係に勤務する係長、主事及び技師、道路建設部道路建設課橋梁計画係、橋梁整備係、橋梁保全係及び立体交差係に勤務する技師、同課用地測量係に勤務する係長及び技師、東山総合公園に勤務する主幹（施設整備）、同総合公園管理課に勤務する主査（東山の森）、同課維持係に勤務する係長及び技師、同総合公	○作業服（上） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） シャツ（夏） ◎防寒衣 安全靴	3 年 3 年 3 年 3 年 4 年 3 年

	園再生整備課に勤務する係長、主査及び技師並びに同総合公園東山植物園に勤務する園長、係長及び技師		
	都市農業課に勤務する主査（ふれあい農業等）並びに同課生産振興係に勤務する係長及び技師	○作業服（上） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） シャツ（盛夏） 長靴	3 年 3 年 3 年 2 年 4 年
	農業センターに勤務する者（主査（農業センターの運営改善）、業務技師及び業務士並びに管理係に勤務する係長及び主事を除く。）	○作業服（上） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） シャツ（夏） ◎防寒衣 長靴	3 年 3 年 3 年 3 年 4 年 2 年
	東山総合公園に勤務する主幹（教育普及等）及び同総合公園東山動物園に勤務する園長及び副園長	○作業服（上） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） シャツ（盛夏）（2 着） ◎防寒衣 安全靴	3 年 3 年 3 年 3 年 4 年 3 年
	東山総合公園東山動物園に勤務する係長及び獣医師	○作業服（上） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） シャツ（盛夏）（2 着） ◎防寒衣 白衣（夏） 白衣（冬） 安全靴	2 年 2 年 2 年 3 年 4 年 2 年 2 年 2 年
	東山総合公園東山動物園に勤務する業務技師	帽子 ○作業服（上） ○作業服（下・夏）（2 着） ○作業服（下・冬）（2 着） シャツ（盛夏）（2 着） ◎防寒衣 長靴 長靴（獣舎等清掃用） 安全靴	2 年 2 年 3 年 3 年 2 年 4 年 1 年 3 年 3 年
区役所	看護師及び歯科衛生士	予防衣	2 年
	診療放射線技師及び臨床検査技師並びに診療放射線技師業務又は臨床検査技師業務を行う主査	白衣	1 年
	保健福祉センター公害対策室に勤務する者	作業服（上） 作業服（下・夏） 作業服（下・冬） シャツ（夏）	3 年 4 年 4 年 3 年
教育委員会事務局	高等学校に勤務し、栄養、物理、化学、機械その他理化学実験の教育指導を行う教諭及び	白衣	1 年

	実習助手（工業に係る産業教育を行う者を除く。）	
--	-------------------------	--

3 丙類

所管局	職種	貸与品の種類	保存期間
総務局	業務士	○作業服（上）（2着） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） シャツ（盛夏）（2着）	3年 2年 3年 3年
市民経済局	業務士	○作業服（上） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） シャツ（盛夏）（2着）	3年 2年 3年 3年
	中央卸売市場南部市場に勤務する係長及び技師	○作業服（上） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） シャツ（夏） 長靴（2足）	2年 3年 3年 2年 1年
	中央卸売市場南部市場に勤務する業務技師	○作業服（上）（2着） ○作業服（下・夏）（2着） ○作業服（下・冬）（2着） シャツ（夏）（2着） 長靴（4足）	3年 3年 3年 3年 2年
	工業研究所に勤務し、機械器具類の試験、検定、鑑定等を行う主任研究員及び研究員	作業服（上） 作業服（下・夏） 作業服（下・冬） シャツ（盛夏）	3年 3年 3年 2年
観光文化交流局	名古屋城総合事務所管理活用課保存維持係に勤務する業務技師及び業務士	帽子 ○作業服（上）（2着） ○作業服（下・夏）（2着） ○作業服（下・冬）（2着） シャツ（夏）（2着） 地下足袋 安全靴	3年 3年 3年 3年 2年 1年 4年
環境局	業務士	作業服（上・夏） 作業服（上・冬） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬）	2年 2年 2年 2年
	環境科学調査センターに勤務する主任研究員及び研究員	作業服（上） 作業服（下・冬）	3年 3年
	環境事業所に勤務する技士（し尿作業場における業務を行う者を除く。）	○帽子 ○作業服（上） ○作業服（下）（2着） ○シャツ（夏） ○シャツ（盛夏）（2着） ○シャツ（冬）（2着） ○防水衣 ○ゴム引手袋（10双） ○長靴 ○靴 ○安全靴	2年 2年 1年 2年 2年 4年 2年 1年 2年 1年 1年

	環境事業所に勤務する技士（し尿作業場における業務を行う者に限る。）	○帽子 ○作業服（上） ○作業服（下）（2着） ○シャツ（夏） ○シャツ（盛夏）（2着） ○防水衣 ○ゴム引手袋（12双） ○長靴（2足）	2年 2年 1年 2年 2年 2年 1年 1年
	処分場に勤務する技士	○帽子 ○作業服（上） ○作業服（下）（2着） ○シャツ（夏） ○シャツ（盛夏）（2着） ○シャツ（冬）（2着） ○防水衣 ○ゴム引手袋（10双） ○長靴 ○安全靴	2年 2年 1年 2年 2年 4年 2年 1年 1年 2年
	工場に勤務する者（工場長及び事務係に勤務する者（技士を除く。）を除く。）	○作業服（上） ○作業服（下）（2着） ○シャツ（夏）（2着） ○ゴム引手袋（3双） ○安全靴	2年 1年 2年 1年 1年
健康福祉局	生活衛生センターに勤務する業務技師	帽子 ○作業服（上） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） シャツ（夏） シャツ（盛夏） ゴム引手袋（2双） 安全靴	2年 3年 3年 3年 3年 3年 1年 3年
	動物愛護センターに勤務する技士	帽子 ○作業服（上） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） シャツ（盛夏）（3着） ◎防寒衣 安全靴	2年 2年 3年 3年 3年 4年 3年
子ども青少年局	ひばり荘、あけぼの学園及び地域療育センター診療相談係に勤務する業務士	○作業服（上）（2着） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） シャツ（盛夏）（2着）	3年 2年 3年 3年
	ひばり荘に勤務する調理員及び地域療育センター通所支援係に勤務する業務士	料理帽 料理服（上・夏）（2着） 料理服（上・冬）（2着） 料理服（下）（3着） エプロン（料理用） エプロン（洗い場用） 長靴 靴	1年 3年 3年 2年 1年 1年 2年 2年
	保育園に勤務する業務士	料理帽 料理服（上・夏）（2着） 料理服（上・冬）（2着）	1年 3年 3年

		料理服（下）（２着） エプロン（料理用） エプロン（洗い場用）	２年 １年 １年
住宅都市局	建築指導部、住宅部、 都市整備部又はリニア 関連都心開発部に勤務 し、建築物の現地審査 又は調査を行う者（部 長、参事、課長、所長 及び主幹を除く。）	○作業服（上） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） ◎防寒衣 安全靴	３年 ３年 ３年 ４年 ３年
緑政土木局	土木事務所に勤務し、 道路の補修作業を行う 業務技師及び技士	帽子 ○作業服（上）（２着） ○作業服（下・夏）（２着） ○作業服（下・冬）（２着） シャツ（夏）（２着） 安全靴（２足）	３年 ３年 ３年 ３年 ２年 ４年
	土木事務所に勤務し、 緑地の補修作業を行う 業務技師及び技士、東 山総合公園管理課に勤 務する業務技師及び技 士並びに同総合公園東 山植物園緑地造園係に 勤務する業務技師	帽子 ○作業服（上）（２着） ○作業服（下・夏）（２着） ○作業服（下・冬）（２着） シャツ（夏）（２着） 地下足袋（２足） 安全靴（２足）	３年 ３年 ３年 ３年 ２年 １年 ４年
	土木事務所に勤務する 業務士	作業服（上・夏） 作業服（上・冬） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬）	２年 ２年 ２年 ２年
	道路建設部用地補償課 評価係に勤務する技師 及び緑地部緑地事業課 事業推進係に勤務し、 建物等の調査及び評価 を行う技師	○作業服（上） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） ◎防寒衣 安全靴	３年 ３年 ３年 ４年 ３年
	ポンプ施設管理事務所に 勤務する業務技師	帽子 ○作業服（上）（２着） ○作業服（下・夏）（２着） ○作業服（下・冬）（２着） シャツ（夏）（２着） 安全靴	３年 ３年 ３年 ３年 ２年 ３年
	農業センター管理係及 び東山総合公園東山植 物園指導園芸係に勤務 する業務技師及び業務 士	帽子 ○作業服（上）（２着） ○作業服（下・夏）（２着） ○作業服（下・冬）（２着） シャツ（夏）（２着） 長靴	３年 ３年 ３年 ３年 ２年 ２年
	農業センター畜産普及 係に勤務する業務技師	帽子 ○作業服（上）（２着） ○作業服（下・夏）（２着） ○作業服（下・冬）（２着） シャツ（盛夏）（２着） 長靴	３年 ３年 ３年 ３年 ２年 １年
区役所	業務士	○作業服（上）（２着）	３年

教育委員会 事務局		○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） シャツ（盛夏）（2着）	2年 3年 3年
	区政部総務課に勤務する技師	○作業服（上） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） シャツ（盛夏）（2着）	3年 4年 4年 3年
	技師	○作業服（上） ○作業服（下・夏） シャツ（盛夏）（2着）	3年 4年 3年
	小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園（以下「学校等」という。）に勤務する業務士	作業服（上） 指導服（下・冬） シャツ（盛夏）	4年 4年 2年
	学校等以外に勤務する業務士	○作業服（上）（2着） ○作業服（下・夏） シャツ（盛夏）（2着）	3年 2年 3年
	給食調理室の床がドライシステムで下処理室がある小学校等（小学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）に勤務する調理員	料理帽 料理服（上）（3着） 料理服（下） エプロン（料理用）（2着） エプロン（ドライ用） エプロン（洗い場用） 靴（配膳用） 靴（下処理用） 靴（ドライ用）	1年 2年 3年 2年 2年 3年 3年 3年 1年
	給食調理室の床がドライシステムで下処理室がない小学校等に勤務する調理員	料理帽 料理服（上）（3着） 料理服（下） エプロン（料理用）（2着） エプロン（ドライ用） エプロン（洗い場用） 靴（配膳用） 靴（ドライ用）	1年 2年 3年 2年 2年 3年 3年 1年
	給食調理室の床がウェットシステムの小学校等に勤務する調理員	料理帽 料理服（上）（3着） 料理服（下） エプロン（料理用）（3着） エプロン（洗い場用） 長靴 靴（配膳用）	1年 2年 3年 2年 3年 1年 3年

備考

- 第8条の3第1項の適用を受ける被服はこの表中「貸与品の種類」の欄に「○」の付してあるものとし、第12条第2項の適用を受ける被服は同欄に「◎」の付してあるものとする。
- 防寒衣は、総務局長が定める者に限り貸与する。
- 新たに採用された職員に貸与する被服若しくは職種を異動した職員（現に異動後の職種において貸与される被服と同一の制式による被服が貸与されている職員を除く。）に異動後の職種において貸与する被服又は採用の日以後の期間が11年以上となる職員に貸与する被服のうち、職務遂行上特にその種類又は保存期間を考慮する必要があると認めるものの当該種類及び保存期間については、総務局長が別に定める。

- 4 厚生院管理部業務課に勤務する主査並びに同課介護係及び厚生院附属病院看護部に勤務する者（介護員を除く。）にあっては、看護衣（上・半袖）、看護衣（上・長袖）及び看護衣（下）又は看護衣（半袖）及び看護衣（長袖）のいずれか一方を貸与する。
- 5 中央看護専門学校（管理課を除く。）に勤務する者にあっては、看護衣（上・半袖）、看護衣（上・長袖）及び看護衣（下）又は看護衣（半袖）及び看護衣（長袖）のいずれか一方を貸与する。
- 6 再任用短時間勤務職員として採用した後に、新たに貸与する被服の保存期間については、この表中「4年」とあるのは「5年」とする。

附 則

- 1 この規則は、平成31年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の被服貸与規則の規定に基づいて貸与している被服の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 総務局長が別に定める職種の被服の取扱いについては、この規則による改正後の被服貸与規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

名古屋市告示第 223号

名古屋市農業センター駐車場の有料期間

名古屋市農業センター条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第 4条の規定により、名古屋市農業センターの駐車場を利用しようとする者が使用料を納付しなければならない期間として市長が指定する期間は、次のとおりとします。

平成31年 4月22日

名古屋市長 河 村 た か し

使用料を納付しなければならない期間

平成31年 5月 3日から同月 6日まで

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第 224号

兼用工作物管理協定（国道 153号・川名公園）について

道路法（昭和27年法律第 180号）第20条第 1項及び第55条第 1項並びに都市公園法（昭和31年法律第79号）第 5条の10第 1項及び第12条の 6の規定に基づき、道路管理者名古屋市と公園管理者名古屋市との間において兼用工作物管理の協議が成立したので、道路法第20条第 6項及び都市公園法第 5条の10第 2項の規定により次のとおり公示する。

平成31年 4月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 協定の名称

兼用工作物管理協定（国道 153号・川名公園）

2 協定の内容

国道 153号と川名公園とが相互に効用を兼ねる施設の管理の方法及び費用負担について

3 協定の効力発生日

平成31年 3月26日

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第225号

建築協定書の縦覧

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により告示するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。また、同法第72条第1項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

平成31年4月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

徳川一丁目前ノ町地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市東区徳川一丁目102番 外

3 縦覧期間

平成31年4月23日から同年5月28日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

6 意見の聴取会における聴取事項

徳川一丁目前ノ町地区建築協定について

7 意見の聴取会の開催日時

平成31年 5 月29日（水） 午後 2 時00分

8 意見の聴取会の開催場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市役所第18会議室（名古屋市役所西庁舎12階）

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 226 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

平成 31 年 4 月 23 日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 定期検査を行う区域
中村区

- 2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

- 3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
6 月 18 日（火）	柳橋中央市場（マルナカ食品センター：2 階 事務所前駐車場）
6 月 20 日（木）	柳橋中央市場（中央水産ビル：2 階駐車場）
6 月 21 日（金）	柳橋中央市場（中央水産ビル：2 階駐車場）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市告示第 227号

兼用工作物管理協定（市道久屋大通・久屋大通公園）について

道路法（昭和27年法律第 180号）第20条第 1項及び第55条第 1項並びに都市公園法（昭和31年法律第79号）第 5条の10第 1項及び第12条の 6の規定に基づき、道路管理者名古屋市と公園管理者名古屋市との間において兼用工作物管理の協議が成立したので、道路法第20条第 6項及び都市公園法第 5条の10第 2項の規定により次のとおり公示する。

平成31年 4月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 協定の名称

兼用工作物管理協定（市道久屋大通・久屋大通公園）

2 協定の内容

市道久屋大通と久屋大通公園とが相互に効用を兼ねる施設の管理の方法及び費用負担等について

3 協定の効力発生日

平成31年 4月 1日

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課

名古屋市告示第 228号

名古屋国際会議場の臨時休場

名古屋国際会議場条例施行細則（平成 2年名古屋市規則第 1号）第12条第 2項の規定により、平成35年 4月 1日から平成37年 6月30日までの間、名古屋国際会議場を改修工事のために臨時休場します。

平成31年 4月24日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市観光文化交流局観光交流部M I C E推進室

名古屋市告示第229号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成31年4月24日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成31年4月24日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更及び供用開始

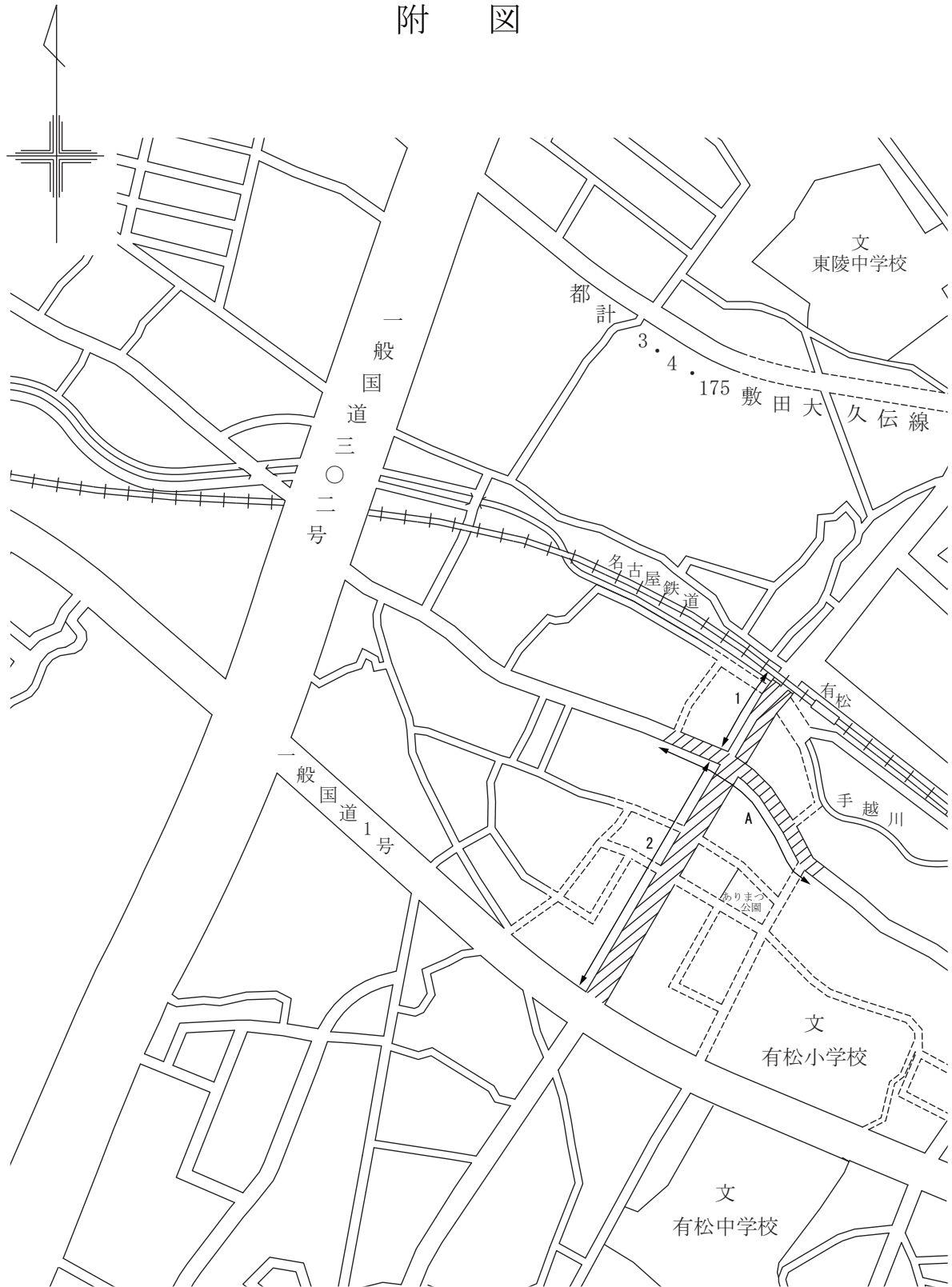
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
県道	A	緑瑞穂線	名古屋市緑区有松2311番地 先から	前	0.167	5.42 ～ 7.25	附 図
			名古屋市緑区有松1028番地 先まで	後	0.167	5.45 ～ 7.77	

2 道路の供用開始

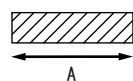
道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
県道	1	新田名古屋線	名古屋市緑区有松2012番地先から 名古屋市緑区有松2303番地先まで	附 図
市道	2	有松線第1号	名古屋市緑区有松2401番地先から 名古屋市緑区有松2618番地先まで	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

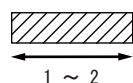
附 図



凡 例



区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分



道路の供用を開始する部分

名古屋市告示第 230号

名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について

名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年名古屋市条例第33号）第 3条の規定により、名古屋市東谷山フルーツパークの駐車場を利用しようとする者が利用料金を納付しなければならない期間は、次のとおりとします。

平成31年 4月24日

名古屋市長 河 村 た か し

利用料金を納付しなければならない期間

平成31年 5月 3日（金）から同月 6日（月）まで

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 231号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項、第 115条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成31年 4月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社ぬく もあ	ちくさよろづ 訪問看護ステ ーション	名古屋市千種区 内山二丁目13番 4号	平成30年 5月25日	訪問看護 介護予防訪問看護
有限会社K・ アシスト	あしすと訪問 看護ステーシ ョン	名古屋市中村区 竹橋町11番15号	平成30年 5月25日	訪問看護 介護予防訪問看護 居宅療養管理指導
株式会社ケア 21メディカル	ケア21メディ カル訪問看護 ・リハビリス テーションぴ 〜す名西	名古屋市西区栄 生二丁目24番 9 号	平成30年 5月30日	訪問看護 介護予防訪問看護
リハビリ看護 センター株式	訪問看護の青 空	名古屋市中区栄 一丁目22番 7号	平成30年 5月31日	訪問看護 介護予防訪問看護

会社				
株式会社 オ オツカ	オオツカ訪問 看護ステーション	名古屋市守山区 金屋二丁目 186 番地	平成30年 6月14日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社マル ヨシ佐藤	福祉用具 エ ンドレス	名古屋市中村区 森田町 1丁目 7 番19号	平成30年 6月14日	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売 福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与
株式会社浚洗 工業	快適ライフく すのき 訪問 看護事業所	名古屋市北区若 鶴町 306番地	平成30年 7月10日	訪問看護 介護予防訪問看護
有限会社アミ ューズホーム	有限会社アミ ューズホーム	名古屋市緑区六 田一丁目 299番 地	平成30年 8月14日	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社ケア サービスちえ の守	株式会社 ケ アサービスち えの守	名古屋市東区芳 野三丁目 2番22 号	平成30年 8月29日	訪問入浴 介護予防訪問入浴
医療法人桂名 会	訪問看護ステ ーションリハ ピネス	名古屋市名東区 代万町 1丁目49 番地	平成30年 10月29日	訪問看護 介護予防訪問看護
一般社団法人 福祉居住支援 協会	見守りサポー トシステムズ	名古屋市中区錦 二丁目17番30号	平成30年 11月19日	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売 福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与
ライフメッセ	ライフメッセ	名古屋市中村区	平成30年	特定福祉用具販売

一ジ株式会社	一ジ株式会社 中部営業所	名駅二丁目38番 2号	11月22日	特定介護予防福祉 用具販売 福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与
特定非営利活 動法人舞夢	訪問看護ステ ーション笑夢	名古屋市中川区 高畑一丁目87番 地	平成30年 11月27日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社 桶 中住宅設備	株式会社 桶 中住宅設備	名古屋市熱田区 西郊通 5丁目 7 番地の 1	平成31年 1月16日	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売 福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与
株式会社テン ダーハート	プライムハー ト	名古屋市守山区 大永寺町 232番 地	平成31年 1月18日	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売 福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与
株式会社 モ リタユージー	モリフ天白シ ョートステイ	名古屋市天白区 中平四丁目1808 番地	平成31年 1月25日	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護
ケアバス・ジ ャパン株式会 社	ナーシングホ ーム愛訪問看 護ステーショ ン	名古屋市守山区 竜泉寺一丁目 920番地	平成31年 1月31日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
医療法人千代田	太陽の森デイサービスセンターまめの樹	名古屋市守山区町北 7番 8号	平成30年 5月14日	通所介護
株式会社ぬくもあ	ちくさよろづ訪問介護	名古屋市千種区内山二丁目13番4号	平成30年 5月25日	訪問介護
社会福祉法人A J U自立の家	障害者ヘルパーステーション・マイライフ	名古屋市昭和区明月町 2丁目23番地の 2	平成30年 5月28日	訪問介護
株式会社ディーコール	訪問介護 D-l i f e	名古屋市熱田区西郊通 7丁目 4番地の 1	平成30年 5月30日	訪問介護
リハビリ看護センター株式会社	訪問介護の青空	名古屋市中区栄一丁目22番 7号	平成30年 5月31日	訪問介護
栄華合同会社	介護ステーション愛	名古屋市守山区森宮町55番地の 4	平成30年 5月31日	訪問介護
栄華合同会社	介護ステーション愛デイサービス	名古屋市守山区森宮町55番地の 4	平成30年 5月31日	通所介護
株式会社ほほえみ	訪問介護 神の倉	名古屋市緑区西神の倉二丁目304番地	平成30年 6月18日	訪問介護
株式会社ほほえみ	訪問介護よもぎ台	名古屋市名東区よもぎ台二丁目	平成30年 6月18日	訪問介護

		812番地		
株式会社ソフトケアサービス中部	訪問介護ぽーらーべあ	名古屋市西区花の木三丁目11番17号	平成30年 6月26日	訪問介護
株式会社ナチュラルサービス	ナチュラルケアサービス名東	名古屋市名東区引山二丁目 406番地	平成30年 7月27日	訪問介護
株式会社花の木	介護センター花の木 つる舞	名古屋市昭和区鶴舞二丁目12番24号	平成30年 8月 2日	訪問介護
合同会社Turquoise	訪問介護 愛心	名古屋市守山区町南12番 8号	平成30年 8月14日	訪問介護
医療法人偕行会	訪問介護ステーションなかがわ	名古屋市中川区法華一丁目 161番地	平成30年 8月20日	訪問介護
一般社団法人マミーケアサービス	マミーケアサービス	名古屋市緑区鳴海町字赤塚55番地の 1	平成30年 8月24日	訪問介護
株式会社ユニマットリタイアメント・コミュニティ	植田ケアセンターそよ風	名古屋市天白区焼山二丁目1404番地	平成30年 8月27日	通所介護
株式会社SKS	サンスマイルちくさ	名古屋市千種区千種一丁目30番2号	平成30年 8月31日	訪問介護
株式会社Life・遊	You・遊ヘルパー事業所	名古屋市天白区植田山五丁目807番地	平成30年 8月31日	訪問介護

KTCスマイルケア株式会社	デイサービス はなのき 大同	名古屋市南区大同町 2丁目29番地 地の23	平成30年 9月27日	通所介護
株式会社ケアサービスちえの守	通所介護よしの	名古屋市東区芳野三丁目 2番22号	平成30年 9月28日	通所介護
株式会社楓	ママ介護ステーション東別院	名古屋市中区千代田四丁目14番3号	平成30年 10月18日	訪問介護
特定非営利活動法人ケアサポートいぶき	杉村デイサービスセンター	名古屋市北区長田町 2丁目33番地 地の 1	平成30年 10月24日	通所介護
株式会社やさしい手名古屋東	やさしい手名古屋東瑞穂訪問介護事業所	名古屋市瑞穂区東栄町 8丁目17番地 地の 2	平成30年 10月26日	訪問介護
アサヒサンクリーン株式会社	アサヒサンクリーン在宅介護センター千種	名古屋市千種区覚王山通 8丁目35番地	平成30年 10月30日	訪問介護
株式会社カモメメディカルサービス	ヘルパーステーションかもめ	名古屋市港区神宮寺二丁目 110番地	平成30年 10月30日	訪問介護
有限会社げんき	デイ 金太郎	名古屋市瑞穂区弥富ヶ丘町 3丁目 7番地	平成30年 10月31日	通所介護
社会福祉法人永信会	デイサービスセンター永生苑	名古屋市中村区名駅二丁目39番11号	平成30年 11月16日	通所介護
株式会社リリ	ヘルパーステ	名古屋市名東区	平成30年	訪問介護

一	ーション ウ ォーターリリ ー	山の手一丁目 416番地	11月19日	
株式会社エー ル	訪問介護ステ ーション エ ール	名古屋市中川区 助光三丁目 308 番地	平成30年 11月20日	訪問介護
ヒューマンラ イフケア株式 会社	ヒューマンラ イフケア滝子 乃湯	名古屋市昭和区 滝子通 3丁目28 番地の 1	平成30年 11月28日	通所介護
カイトキ産業 株式会社	訪問介護カイ テキさん	名古屋市中川区 吉津一丁目2109 番地	平成30年 11月28日	訪問介護
株式会社ケイ ズウイン	ケイズファミ リーデイサー ビス呼続	名古屋市南区呼 続一丁目 1番19 号	平成30年 11月28日	通所介護
合同会社 J COMMAN DER	訪問介護ステ ーション神無 赤塚店	名古屋市東区芳 野三丁目 9番23 号	平成30年 12月18日	訪問介護
株式会社ケア サポートアイ チ	介護ステーシ ョン なごや っこ	名古屋市南区中 割町 1丁目35番 地の 2	平成30年 12月27日	訪問介護
合同会社橋本	第 2ケアセン ターゆう	名古屋市南区鶴 里町 1丁目50番 地	平成31年 1月 9日	訪問介護
株式会社ライ ファイン	訪問介護事業 所 ハンズ名 古屋南	名古屋市緑区浦 里三丁目 188番 地	平成31年 1月18日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業

者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社フレンズ	小規模多機能型居宅介護 フレンズ中杉Ⅰ	名古屋市北区中杉町 2丁目21番地の 2	平成30年 5月29日	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
杉友商事株式会社	デイホームふれんど	名古屋市天白区原一丁目2006番地	平成30年 11月 8日	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
株式会社モリモト企画	デイサービス ひばりの家	名古屋市南区豊三丁目19番 7号	平成30年 11月26日	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護
株式会社やまと	デイサービス なでしこ 陽明	名古屋市瑞穂区陽明町 1丁目33番地の 2	平成30年 11月30日	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護
南医療生活協同組合	小規模多機能ホームいりやあせ	名古屋市南区三吉町 3丁目78番地	平成31年 1月29日	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

4 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
有限会社ビーネット	デイサービス らしく昭和	名古屋市昭和区戸田町 3丁目10	平成30年 5月18日	地域密着型通所介護

		番地		
株式会社クレメンティア	樹楽団らんの家本郷	名古屋市名東区 本郷一丁目 248 番地の 1	平成30年 5月24日	地域密着型通所介護
山篤コーポレーション株式会社	デイサービス うえだ リ ハビリの住家	名古屋市天白区 植田三丁目 103 番地	平成30年 5月25日	地域密着型通所介護
山篤コーポレーション株式会社	入浴リハデイスウィング	名古屋市天白区 植田三丁目 103 番地	平成30年 5月25日	地域密着型通所介護
株式会社やまと	デイサービス センター さ わやか	名古屋市熱田区 南一番町 7番 1 号	平成30年 6月21日	地域密着型通所介護
有限会社トーキング	デイサービス フォレスト	名古屋市南区宝 生町 4丁目 7番 地の 1	平成30年 6月29日	地域密着型通所介護
有限会社ミラーズコーポレーション	あさがおデイ サービスセン ター	名古屋市瑞穂区 雁道町 5丁目 3 番地	平成30年 7月17日	地域密着型通所介護
有限会社 菜花	菜の花指定訪問介護事業所	名古屋市中区正 木四丁目 6番 6 号	平成30年 8月 9日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
株式会社日本介護福祉グループ	茶話本舗デイ サービスわか しゃち庵	名古屋市緑区滝 ノ水四丁目2617 番地	平成30年 9月27日	地域密着型通所介護
株式会社インターネットインフィニティ	レコードブック名古屋浅間町	名古屋市西区浅 間一丁目 1番 4 号	平成30年 9月28日	地域密着型通所介護

株式会社H&H	デイサービス なないろ	名古屋市緑区徳重四丁目 101番地	平成30年 10月 9日	地域密着型通所介護
リハコンテンツ株式会社	リハプライド 千種	名古屋市千種区豊年町 3番18号	平成30年 10月30日	地域密着型通所介護
株式会社エス・ジー・ティ	ほのかリハビリ デイサービス	名古屋市南区外山一丁目 2番32号	平成30年 11月19日	地域密着型通所介護
社会福祉法人 高針福祉会	定期巡回・随 時対応型訪問 介護看護ステ ーション西山	名古屋市名東区 西山本通 3丁目 7番地の 4	平成30年 11月19日	定期巡回・随時対 応型訪問介護看護
株式会社仁	アクア介護サ ービス	名古屋市天白区 元八事二丁目 107番地	平成30年 11月20日	地域密着型通所介護
有限会社ED US	デイサービス あ・でい	名古屋市瑞穂区 田辺通 3丁目40 番地の 2	平成30年 11月21日	地域密着型通所介護
株式会社 早 稲田エルダリー ヘルス事業 団	早稲田イーラ イフ名古屋北	名古屋市北区上 飯田西町 2丁目 16番地	平成30年 11月27日	地域密着型通所介護
株式会社パ パママハウス	パパママハウ ス	名古屋市南区南 野三丁目 162番 地	平成30年 12月26日	地域密着型通所介護
株式会社介護 NEXT	GENKIN EXT 名古屋 屋原	名古屋市天白区 原一丁目1410番 地	平成30年 12月27日	地域密着型通所介護
株式会社MR	リハビリデイ	名古屋市緑区黒	平成30年	地域密着型通所介護

S	サービスみどり	沢台四丁目 208 番地	12月28日	護
株式会社MR S	リハビリデイサービスみどりNEXT	名古屋市緑区桃山一丁目 7番地	平成30年 12月28日	地域密着型通所介護
株式会社ナンブ	ハートフルデイナンブ金山	名古屋市中区正木四丁目 5番 9 号	平成31年 1月28日	地域密着型通所介護
株式会社エムズコンサルティング	デイサービスぬくもりの家 庄内通	名古屋市西区江向町 3丁目 7番 地	平成31年 1月31日	地域密着型通所介護

5 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社あんしんネット21	あんしんネットワーク居宅介護支援事業所	名古屋市中区栄一丁目21番10号	平成30年 5月10日	居宅介護支援
株式会社アキューネット	居宅介護支援事業所 アキューネット あつた	名古屋市熱田区切戸町 2丁目 118番地	平成30年 6月11日	居宅介護支援
有限会社山根SK	はぁーとふる居宅介護支援事業所	名古屋市天白区高坂町 291番地	平成30年 7月20日	居宅介護支援
有限会社アネシス	居宅介護支援事業所トップ	名古屋市西区名西二丁目12番 2 号	平成30年 8月10日	居宅介護支援

特定非営利活動法人ケアサポートいぶき	ケアサポートいぶき居宅介護支援事業所	名古屋市北区長田町 2丁目33番地の 1	平成30年 8月29日	居宅介護支援
医療法人藤枝会	第Ⅱ四季の里居宅介護支援事業所	名古屋市中村区稲葉地町 7丁目2番地の 3	平成30年 8月30日	居宅介護支援
株式会社SKS	サンスマイルちくさ	名古屋市千種区千種一丁目30番2号	平成30年 8月31日	居宅介護支援
社会福祉法人日進福祉会	ケアプランセンター大高	名古屋市緑区大高町字東千正坊6番地	平成30年 8月31日	居宅介護支援
株式会社Life・遊	愛・You・遊 居宅介護支援事業所	名古屋市天白区植田山五丁目807番地	平成30年 8月31日	居宅介護支援
株式会社総合福祉サービスJ・You	じゃがいも平田介護支援センター	名古屋市西区上橋町64番地	平成30年 9月12日	居宅介護支援
株式会社百笑会	ケアプラン結	名古屋市中川区上脇町 1丁目 1番地	平成30年 9月27日	居宅介護支援
一般財団法人 名古屋市療養サービス事業団	名古屋市昭和区ケアマネージメントセンター	名古屋市昭和区御器所三丁目18番 1号	平成30年 11月21日	居宅介護支援
ライフケアしらつき株式会社	ケアプランしらつき	名古屋市西区比良四丁目92番地の 1	平成30年 11月28日	居宅介護支援
株式会社メデ	ケアプランセ	名古屋市瑞穂区	平成30年	居宅介護支援

イカル・ライフアップ	ンター陽明	陽明町 2丁目31番地	11月28日	
株式会社ユニティア	ケアプランセンター あふり	名古屋市守山区森宮町60番地の1	平成30年11月30日	居宅介護支援
株式会社テnderハート	居宅介護支援事業所テnderハート	名古屋市天白区元八事二丁目102番地	平成30年12月10日	居宅介護支援
株式会社ソフィア	ケアプランひばりの詩	名古屋市中川区万町 403番地	平成30年12月18日	居宅介護支援
小松産業株式会社	大生介護支援センター	名古屋市南区西又兵ヱ町 4丁目25番地	平成30年12月26日	居宅介護支援
有限会社ケアセンターほっと広場	居宅介護支援事業所七彩	名古屋市守山区藪田町 703番地	平成30年12月27日	居宅介護支援
株式会社エムズコンサルティング	居宅介護支援事業所ぬくもりの家	名古屋市西区江向町 3丁目 7番地	平成31年1月31日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 232号

名古屋市農業センターの駐車場使用料徴収事務委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定により、名古屋市農業センターの駐車場使用料徴収事務を、次のように委託しました。

平成31年 4月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号
公益財団法人名古屋市みどりの協会
理事長 二神 望

2 委託した期間

平成31年 4月19日から同年 5月31日までのうち名古屋市農業センター条例
施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第 4条に規定する市長が指定す
る期間

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第 233号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成31年 4月26日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

里山公園	中村区元中村町 1丁目	図面中村 3 の区域	昭和31年10月15日
茶ノ木島公園	中村区大正町 4丁目	図面中村 4 の区域	昭和31年10月15日
稲葉地公園	中村区稲葉地町 1丁目、 稲葉地本通 1丁目	図面中村 5 の区域	昭和31年10月15日

」

を

「

里山公園	中村区元中村町 1丁目	図面中村 3 の区域	昭和31年10月15日
稲葉地公園	中村区稲葉地町 1丁目、 稲葉地本通 1丁目	図面中村 5 の区域	昭和31年10月15日

」

に、

「

亀島ふれあい公園	中村区亀島一丁目	図面中村61 の区域	平成29年 7月 1日
----------	----------	---------------	-------------

」

を

「

亀島ふれあい公園	中村区亀島一丁目	図面中村61 の区域	平成29年 7月 1日
米野公園	中村区黄金通 2丁目、 3 丁目、権現通 3丁目、大 正町 4丁目、 5丁目	図面中村62 の区域	平成31年 5月 1日

」

に改めます。

附 則

この告示は、平成31年 5月 1日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 234号

有料公園施設等の使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

平成31年 4月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称及び委託期間並びに委託した相手方

有料公園施設等の名称	委託期間	委託した相手方
正門前駐車場（名城公園） 二の丸東駐車場（名城公園） 駐車場（白川公園） 白川前駐車場（若宮大通公園） 堀留前駐車場（若宮大通公園）	平成31年 4月 1 日から 平成34年 3月31 日まで	名古屋市昭和区鶴舞一 丁目 1番 166号 名古屋市みどりの協会 ・名古屋城振興協会グ ループ 代表 二神 望

2 徴収を委託した使用料

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第12条第 1項に規定する使用料

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 235号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成31年 4月26日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
株式会社ひつじい ろ 名古屋市中村区本 陣通 5丁目89番地	ゆめこうぼう 名古屋市中村区本 陣通 5丁目89番地	就労継続支援 B型	2310101353	平成31年 4月 1日
株式会社ひまわり 名古屋市中村区日 比津町 3丁目 1番 22号	ひまわりキッチン 名古屋市中村区本 陣通 5丁目 107番 地	就労継続支援 B型	2310101361	平成31年 4月 1日
日本シニアライフ 株式会社 東京都港区東麻布 一丁目25番 3号	にじのさと西サー ビスセンター 名古屋市西区城西 四丁目26番20号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2310201286	平成31年 4月 1日
特定非営利活動法 人まいゆめ 名古屋市西区上小	生活介護 d a y s 名古屋市西区中小 田井五丁目 282番	生活介護	2310201294	平成31年 4月 1日

田井二丁目 208番 地の 1	地			
株式会社L I T A L I C O 東京都目黒区上目 黒二丁目 1番 1号	L I T A L I C O ワークス金山新尾 頭 名古屋市熱田区新 尾頭三丁目 1番18 号	就労定着支援	2311100578	平成31年 4月 1日
株式会社こころの 郷 名古屋市港区八百 島一丁目 307番地	ヘルパーステーシ ョンこころの郷 名古屋市港区八百 島一丁目 307番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311200873	平成31年 4月 1日
社会福祉法人愛港 福祉会 名古屋市港区東茶 屋二丁目 401番地 の 1	にじいろワーク東 茶屋 名古屋市港区東茶 屋二丁目 401番地 の 1	就労継続支援 A型	2311200881	平成31年 4月 1日
株式会社日本エル ダリーケアサービ ス 東京都千代田区永 田町一丁目11番30 号	にじのさと中川サ ービスセンター 名古屋市中川区高 畑二丁目 101番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311301499	平成31年 4月 1日
有限会社ケイティ ケイ 名古屋市瑞穂区薩 摩町 1丁目55番地	とも 名古屋市瑞穂区薩 摩町 1丁目55番地	生活介護	2311400648	平成31年 4月 1日
株式会社C B T - J 名古屋市中区栄一	あいち就労支援セ ンター 名古屋市中区栄一	就労移行支援	2316100995	平成31年 4月 1日

丁目18番 1号	丁目18番 1号			
一般社団法人マロン 名古屋市中区古渡町19番 9号	マロン 名古屋市中区古渡町19番 9号	就労継続支援 B型	2316101001	平成31年 4月 1日
日本シニアライフ株式会社 東京都港区東麻布一丁目25番 3号	にじのさと昭和サービスセンター 名古屋市昭和区小桜町 3丁目21番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2316200910	平成31年 4月 1日
	にじのさと千種サービスセンター 名古屋市千種区今池五丁目 2番 6号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2317101083	平成31年 4月 1日
社会福祉法人ふれ愛名古屋 名古屋市港区九番町 4丁目 6番地の1	重度障がい者生活介護かえで 名古屋市千種区吹上二丁目 2番 6号	生活介護	2317101091	平成31年 4月 1日
	重症児者短期入所 こかげ 名古屋市千種区吹上二丁目 2番 6号	短期入所	2317101091	平成31年 4月 1日
エム・オーヒューマンサービス株式会社 名古屋市千種区茶屋坂通 2丁目14番地	い〜ま就労・自立訓練センターC.O. College 名古屋市東区泉二丁目28番24号	自立訓練（生活訓練）	2317200604	平成31年 4月 1日
合同会社TSUBAKI 名古屋市北区清水	つばきの森 名古屋市北区清水五丁目 4番18号	就労継続支援 B型	2317301055	平成31年 4月 1日

五丁目 4番18号				
株式会社日本エル ダリーケアサービ ス 東京都千代田区永 田町一丁目11番30 号	にじのさと北サー ビスセンター 名古屋市北区平安 一丁目 2番 3号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2317301451	平成31年 4月 1日
	にじのさと名東サ ービスセンター 名古屋市名東区本 郷三丁目 171番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2318001233	平成31年 4月 1日
株式会社A Q U A 名古屋市名東区明 が丘60番地	生活介護O c e a n 名古屋市名東区明 が丘60番地	生活介護	2318001241	平成31年 4月 1日
合同会社S E E Z 名古屋市南区三条 二丁目 6番 8号	介護ステーション ありがとう 名古屋市南区三条 二丁目 6番 8号	居宅介護 重度訪問介護	2318101082	平成31年 4月 1日
株式会社日本エル ダリーケアサービ ス 東京都千代田区永 田町一丁目11番30 号	にじのさと南サー ビスセンター 名古屋市南区内田 橋二丁目20番22号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2318101090	平成31年 4月 1日
株式会社パパママ ハウス 名古屋市南区南野 三丁目 162番地	パパママハウス 名古屋市南区南野 三丁目 162番地	生活介護	2318101108	平成31年 4月 1日
医療法人松清会 名古屋市緑区桶狭 間神明1702番地	ヘルパーステーシ ョン陽 名古屋市緑区桶狭	居宅介護 重度訪問介護	2318501380	平成31年 4月 1日

	間神明1701番地			
株式会社名学館ホールディングス 名古屋市昭和区隼人町 6番地の10	ふくろうテラス 名古屋市中川区柳川町 8番 6号	共同生活援助	2321300234	平成31年 4月 1日
有限会社A A m n 名古屋市東区泉二丁目20番26号	地域生活支援しっぽの家 名古屋市東区泉二丁目20番26号	共同生活援助	2327200065	平成31年 4月 1日
一般社団法人たんぽぽ 名古屋市名東区香流一丁目 813番地	グループホームたんぽぽ 名古屋市守山区瀬古三丁目 142番地	共同生活援助	2327600223	平成31年 4月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 236号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成31年 4月26日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
WHP株式会社 名古屋市中村区本 陣通 5丁目87番地 の 1	ひなたケアプラン 名古屋市中村区本 陣通 5丁目87番地 の 1	特定相談支援	2330100146	平成31年 4月 1日
		障害児相談支 援	2370100121	
一般社団法人しん 名古屋市西区花の 木三丁目16番28号	相談支援事業所げ んてん	一般相談支援 特定相談支援	2330200201	平成31年 4月 1日
	名古屋市西区浄心 一丁目 1番 6号	障害児相談支 援	2370200186	
特定非営利活動法 人バウムカウンセ リングルーム 名古屋市西区又穂 町 6丁目46番地の	指定相談支援事業 所みずき	一般相談支援 特定相談支援	2331300158	平成31年 4月 1日
	名古屋市中川区高 畑一丁目 200番地	障害児相談支 援	2371300159	

1				
一般社団法人さつき 名古屋市守山区川 村町 267番地	相談支援センター 皐月	一般相談支援 特定相談支援	2338000157	平成31年 4月 1日
	名古屋市名東区山 の手三丁目1807番 地	障害児相談支 援	2378000166	
社会福祉法人ひま わり福祉会 愛知県尾張旭市上 の山町間口2584番 地2589番地 2	名東区障害者基幹 相談支援センター	一般相談支援 特定相談支援	2338000165	平成31年 4月 1日
	名古屋市名東区社 台三丁目 109番地	障害児相談支 援	2378000158	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 237号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成31年 4月26日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
社会福祉法人ラ・ エール 名古屋市中村区橋 下町 2番38号	ラ・エール 名古屋市中村区橋 下町 2番38号	就労継続支援 B型	2310100041	平成31年 3月31日
A C A N e x t 株式会社 東京都港区西新橋 一丁目16番 3号	にじのさと西サー ビスセンター 名古屋市西区城西 四丁目26番20号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2310201153	平成31年 3月31日
株式会社日本エル ダリーケアサービ ス 東京都港区芝公園 三丁目 4番30号	にじのさと南セン ター 名古屋市南区内田 橋二丁目20番22号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311100156	平成31年 3月31日
社会福祉法人みな と福祉会	うろじの家 名古屋市港区西茶	就労継続支援 B型	2311200048	平成31年 3月31日

名古屋市港区入場 一丁目 114番地の 1	屋四丁目 111番地			
株式会社日本エル ダリーケアサービ ス 東京都港区芝公園 三丁目 4番30号	にじのさと中川セ ンター 名古屋市中川区高 畑二丁目 101番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311300186	平成31年 3月31日
特定非営利活動法 人夢工房 名古屋市中川区二 女子町 6丁目 7番 地	夢工房なかがわ 名古屋市中川区二 女子町 6丁目 7番 地	就労継続支援 B型	2311301226	平成31年 3月31日
一般社団法人あい ち保健管理センタ ー 名古屋市中区栄一 丁目18番 1号	C B T就労トレー ニングセンター 名古屋市中村区名 駅南一丁目 7番19 号	就労移行支援	2316100623	平成31年 3月31日
A C A N e x t 株式会社 東京都港区西新橋 一丁目16番 3号	にじのさと昭和サ ービスセンター 名古屋市昭和区小 桜町 3丁目21番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2316200795	平成31年 3月31日
社会福祉法人名東 福祉会 名古屋市名東区勢 子坊二丁目1303番 地	天白ワークス 名古屋市天白区御 前場町 327番地	就労継続支援 B型	2316400064	平成31年 3月31日
A C A N e x t 株式会社 東京都港区西新橋	にじのさと千種サ ービスセンター 名古屋市千種区今	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2317100945	平成31年 3月31日

一丁目16番 3号	池五丁目 2番 6号			
エム・オーヒューマンサービス株式会社 名古屋市千種区茶屋坂通 2丁目14番地	い〜ま就労移行支援センターC. O. College 名古屋市東区泉二丁目28番24号	就労移行支援	2317200158	平成31年 3月31日
株式会社日本エルダリーケアサービス 東京都港区芝公園三丁目 4番30号	にじのさと北センター 名古屋市北区平安一丁目 2番 3号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2317300131	平成31年 3月31日
社会福祉法人名東福祉会 名古屋市名東区勢子坊二丁目1303番地	メイトウ・ワークス 名古屋市名東区勢子坊二丁目1303番地	就労継続支援 B型	2318000060	平成31年 3月31日
株式会社日本エルダリーケアサービス 東京都港区芝公園三丁目 4番30号	にじのさと名東センター 名古屋市名東区本郷三丁目 171番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2318000110	平成31年 3月31日
特定非営利活動法人御用利きと出前授業 名古屋市天白区天白町大字野並字上大塚 124番地	ヘルパーステーション木の実 名古屋市緑区鳴海町字薬師山 133番地の 1	居宅介護 重度訪問介護	2318500259	平成31年 3月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 238号

指定一般相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 2項及び第 4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成31年 4月26日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
特定非営利活動法 人む一ぶ・かみさ と 名古屋市名東区社 台三丁目 109番地	名東区障害者基幹 相談支援センター かみやしろ 名古屋市名東区社 台三丁目 109番地	一般相談支援 特定相談支援	2338000033	平成31年 3月31日
		障害児相談支 援	2378000059	
社会福祉法人名東 福祉会 名古屋市名東区勢 子坊二丁目1303番 地	名東区障害者基幹 相談支援センター きふね 名古屋市名東区勢 子坊二丁目1303番 地	一般相談支援 特定相談支援	2338000041	平成31年 3月31日
		障害児相談支 援	2378000067	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第239号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成31年4月26日

名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	東27号線	名古屋市北区楠味鋤五丁目 2502番地先から	前	0.071	4.55 ～ 5.45	第 1 附 図
			名古屋市北区楠味鋤五丁目 207番地先まで	後	0.056	5.20 ～ 19.20	
	B	東18号線	名古屋市北区東味鋤一丁目 201番地先から	前	0.041	4.00 ～ 6.00	
			名古屋市北区東味鋤一丁目 211番地先まで	後	0.029	4.00 ～ 10.80	
	C	楠味鋤二丁目第1 号線	名古屋市北区楠味鋤五丁目 201番地先から	前	0.134	6.00 ～ 6.50	
			名古屋市北区楠味鋤五丁目 207番地先まで	後	0.134	6.00 ～ 51.80	
県道	D	松河戸西枇杷島線	名古屋市北区東味鋤一丁目 210番地先から	前	0.301	6.00 ～ 6.60	
			名古屋市北区楠味鋤五丁目 101番地先まで	後	0.303	6.00 ～ 24.70	

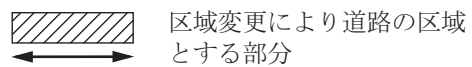
市道	E	庄内川北部左岸線	名古屋市守山区瀬古二丁目 227番地先から	前	0.229	3.60 ～ 5.60
			名古屋市守山区川西二丁目 1902番地先まで	後	0.209	6.00 ～ 63.70
	F	瀬古神守1号線	名古屋市守山区川西二丁目 1904番地先から	前	0.054	4.24 ～ 8.10
			名古屋市守山区川西二丁目 1902番地先まで	後	0.054	4.24 ～ 13.20
県道	G	名古屋犬山線	名古屋市守山区川西二丁目 2826・2827・2828番合併地 先から	前	0.910	10.80 ～ 18.20
			名古屋市北区楠味鋤四丁目 1607番地先まで	後	0.910	18.00 ～ 32.00

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



名古屋市告示第240号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成31年5月1日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成31年4月26日

名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更及び供用開始

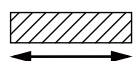
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	大正町線	名古屋市中村区大正町4丁目30番の1地先から	前	0.269	9.09	附 図
			名古屋市中村区黄金通3丁目13番地先まで	後	0.269	14.69	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

名古屋市告示第 241号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成31年 4月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

平成27年 7月 7日 27指令住開指第56号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根3211番 1の一部外21筆

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市中区丸の内二丁目12番 8号

株式会社菊和

代表取締役 菊池 清

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 242号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成31年 4月26日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
平成30年 3月19日 29指令住開指第 271号	名古屋市中川区戸田五 丁目1308番 1外 1筆	名古屋市中川区小本二丁 目 4番30号 L O E 株式会社 代表取締役 浅井 学
平成30年 9月19日 30指令住開指第 122号	(第 1工区) 名古屋市中川区平針四 丁目2609番外 4筆	名古屋市中川区瑞穂通三 丁目21番地 丸美産業株式会社 代表取締役 嶺木一志
平成30年12月25日 30指令住開指第 189号	名古屋市中川区島田四 丁目1305番 1外 2筆	名古屋市中川区妙音通三 丁目31番地の 1 株式会社サンヨーハウジ ング名古屋 代表取締役 沢田康成

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 243号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

平成31年 4月26日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で平成31年11月30日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。
- (8) 原則として、保証人1名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

平成31年5月21日（火）から同月31日（金）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

平成31年5月21日（火）から同月31日（金）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

ウ 住まいの窓口

平成31年5月21日（火）から同月31日（金）までの午前10時00分か

ら午後 7時00分まで。ただし、木曜日及び第 4水曜日を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

平成31年 5月22日（水）から同月31日（金）まで。ただし、期間内の
消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区栄四丁目 1番 8号
名古屋市中区役所講堂

(2) 日時

平成31年 6月19日（水）午前10時00分

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 211戸
事故住宅 14戸

(2) 改良住宅

空家住宅 6戸
事故住宅 1戸

第 2 子育て・若年世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に中学
校修了前の子がいる又は35歳以下の夫婦のみからなる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 105戸

第 3 多家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 18戸

事故住宅 1戸

第 4 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

- (4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者
- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行なった者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律

(平成19年法律第 127号) 附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第 106号) 附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 88戸

事故住宅 13戸

(2) 改良住宅

空家住宅 5戸

第 5 多回数落せん者世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成25年度第 1回一般募集から平成30年度第 4回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅等(名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅)の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

第 6 多回数落せん者単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成25年度第 1回一般募集から平成30年度第 4回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向け区分の資格のうち (2) から (13) までのいずれかの資格を有すること。
- (3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

第 7 高齢者改善単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有する60歳以上の単身者

2 申込み用紙の交付

第 1 の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1 の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1 の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 2 戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 244号

犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定により、次のように手数料の収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

平成31年 4月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

名古屋市中区大須四丁目12番21号
公益社団法人 名古屋市獣医師会
会長 荻曾 敏之

2 収納を委託した手数料

名古屋市保健衛生関係手数料条例（平成12年名古屋市条例第47号）第 2条第 1項第36号に規定する犬の登録申請手数料及び同項第37号に規定する狂犬病予防注射済票交付手数料

3 委託期間

平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局健康部食品衛生課

名古屋市監査委員規程第 2号

名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成31年 4月25日

名古屋市監査委員	黒 川 和 博
同	小 川 令 持
名古屋市監査委員職務執行者	福 田 誠 治
同	丹 羽 ひろし

名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程の一部を改正する規程

第 4条中「次の各号」を「次」に改め、同条第 1号中「。以下同じ」を削り、同条第 3号中「き損」を「毀損」に改める。

第18条の見出し中「作成」の次に「の原則」を加え、同条の次に次の 1条を加える。

（同一又は他の媒体の行政文書の作成）

第18条の 2 行政文書について、所管課長が必要と認めるときは、内容を同じくする同一又は他の媒体の行政文書を作成し、元の行政文書（以下「原文書」という。）に代えて、起案（規則第 2条第 6号に規定する起案をいう。以下同じ。）その他行政文書の処理を行うことができる。

2 所管課長は、前項の規定により行政文書を作成した場合は、原文書と相違なく作成されたものであることを確認しなければならない。

第19条第 1項後段を次のように改める。

この場合において、参考資料等となる文書及び図画（写真及びフィルムを

含む。)があるときは、前条第 1 項の規定により作成した電子情報を文書管理システムに登録し、又は起案文書とは別に回付すること（以下「併用決裁」という。）ができる。

第30条の次に次の 1 条を加える。

第30条の 2 第18条の 2の規定により行政文書を作成した場合においても、原文書については、この規程の定めるところにより保管、保存その他行政文書の管理を適正に行わなければならない。

第31条第 1 項中「その定められた保存期間が10年を超える」を削り、同条第 2 項中「元の行政文書（以下「原文書」という。）」を「原文書」に改め、同条第 4 項中「前条第 3 号」を「第30条第 3 号」に改める。

第33条第 1 項本文中「行政文書」の次に「（電磁的記録（条例第 2 条第 4 号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を除く。）」を加える。

第34条を次のように改める。

（電磁的記録の保存）

第34条 電子情報は、文書管理システムに登録して保存するものとする。ただし、次の各号に掲げる電子情報は、それぞれ当該各号に定める方法により保存するものとする。

(1) 他の情報システムによる情報処理の用に供される電子情報 情報システム管理者（規則第37条第 1 項に規定する情報システム管理者をいう。以下同じ。）の定めるところによる。

(2) 電子情報（情報システムによる情報処理の用に供されるものを除く。）
所管課において保存する。

2 電磁的記録（電子情報を除く。）は、所管課において保存するものとする。
第37条第 2 項を次のように改める。

2 前項の閲覧又は貸出しを受けようとする職員は、行政文書閲覧・貸出申請書（第 6 号様式）により、所管課長に申請しなければならない。

第37条第 3 項中「保管課長等」を「所管課長」に改め、「前項の」の次に「規定による」を加え、同条第 4 項中「貸出し期間」を「貸出期間」に、同項ただし書中「保管課長等」を「所管課長」に改め、同条第 6 項中「中の」を「を受けた」に、「き損」を「毀損」に、「保管課長等」を「所管課長」に改め、

同条の次に次の 1 条を加える。

第37条の 2 職員は、職務遂行上の必要があつて、第33条の規定により監査第一課に引継ぎを行つた行政文書の閲覧又は貸出しを受けようとするときは、監査第一課長が定めるところにより、監査第一課長にその旨を申し出なければならない。この場合において、当該行政文書が他の課が所管するものであるときは、所管課長の承認を受けた行政文書閲覧・貸出申請書の写しを監査第一課長に提出しなければならない。

2 前項の閲覧又は貸出しについては、前条第 3 項から第 6 項までの規定を準用する。この場合において、同条第 3 項中「所管課長」とあるのは「監査第一課長」と、「前項の規定による申請」とあるのは「次条第 1 項の規定による申出」と、「承認を与える」とあるのは「行政文書を閲覧に供し、又は貸し出す」と、「条件を付する」とあるのは「指示をする」と、同条第 4 項ただし書中「所管課長」とあるのは「監査第一課長（当該行政文書が他の課が所管するものである場合にあつては、所管課長）」と、同条第 6 項中「所管課長」とあるのは「監査第一課長（当該行政文書が他の課が所管するものである場合にあつては、監査第一課長及び所管課長）」と読み替えるものとする。

第45条を次のように改める。

（許可の基準）

第45条 課の長は、次に掲げる場合に限り、規則第35条第 4号ただし書の許可をするものとする。

- (1) 職員がスケジュール管理、メモ等の用途に使用するため、個人の所有する電子計算機を使用する場合
- (2) 職員が専ら外部の情報を閲覧するため、個人の所有する電子計算機、通信機器及び通信回線を使用する場合
- (3) 前 2号に定めるもののほか、やむを得ない事情があると認める場合

2 課の長は、職員が前項第 1号又は第 3号の規定により同項の許可を受けて個人の所有する電子計算機を使用する場合において、必要不可欠な機密情報に限り、情報の保護及び管理に十分な配慮をした上で、規則第35条第 5号ただし書の許可をするものとする。

に、「貸出申請文書」を「貸出しの申請に係る行政文書」に、

「

貸出 No.	分類区分						簿冊名	書庫棚番号 箱No.	返却確認	
									・	・
									・	・
									・	・
									・	・
									・	・
									・	・

」

を

「

貸出 番号	分類区分						簿冊名	書棚 番号	返 却 予 定 日	返 却 確 認	
									・	・	・
									・	・	・
									・	・	・

」

に、

「

行政文書所管課長承認欄	課長	印
-------------	----	---

」

を

「

行政文書所管課長記入欄	次のとおり承認します。	
	年 月 日	
	行政文書所管課長 ⑩	
	貸出期間	
	条 件	
	備 考	

」

に改め、「※ 閲覧又は貸出しの申請を行おうとする行政文書が、他課の所管に係るものである場合は、あらかじめ承認を受けてください。」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成31年 4月26日から施行する。ただし、第 1号様式から第 3号様式まで及び第 5号様式の改正規定並びに第 6号様式の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）は、同年 7月 1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程の規定に基づいて提出されている申請書は、この規程による改正後の名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程の規定に基づいて提出されたものとみなす。

名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4 月22日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第13号

名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則

名古屋市学校事務センター規則（平成29年名古屋市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「名古屋市北区清水四丁目17番 1 号」を「名古屋市東区泉一丁目 1 番 4 号」に改める。

附 則

この規則は、平成31年 7 月29日から施行する。

名古屋市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4 月 22 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第14号

名古屋市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市教育センター条例施行規則（昭和56年名古屋市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表中

「

分館	講堂、研修室及び和室	午前 9 時から午後 9 時（土曜日、日曜日及び法に規定する休日は午後 5 時）まで
	展示ホール	午前 9 時から午後 5 時まで

」

を

「

分館	午前 9 時から午後 9 時（土曜日、日曜日及び法に規定する休日は午後 5 時）まで
----	--

」

に改める。

第5条第1項中「条例第3条第2項に規定する」を「附属設備の」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

使 用 区 分		使 用 料 の 額						
		午 前	午 後	午前午後	夜 間	午後夜間	1 日	
本館	合唱台1式	2,600円	2,600円	5,200円	2,600円	5,200円	7,800円	
	グランドピアノ椅子付 1台	6,500円	6,500円	13,000円	6,500円	13,000円	19,500円	
	マイクロホン（A）1 本	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
	マイクロホン（B）1 本	500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円	
	ワイヤレスマイクロホ ン1本	2,600円	2,600円	5,200円	2,600円	5,200円	7,800円	
	録音再生装置1台	1,300円	1,300円	2,600円	1,300円	2,600円	3,900円	
	16ミリ映写機（スクリ ーン付）1台	5,200円	5,200円	10,400円	5,200円	10,400円	15,600円	
	スクリーン1式	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円	4,000円	6,000円	
	照明設 備	センターピン スポットライ ト（キセノン ランプ）1台	1,300円	1,300円	2,600円	1,300円	2,600円	3,900円
		スポットライ ト1台	500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
舞台照明装置 1式		6,500円	6,500円	13,000円	6,500円	13,000円	19,500円	
分館	拡声装置1式	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円	4,000円	6,000円	
	プロジェクター装置1 式	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円	4,000円	6,000円	
	スクリーン1式	300円	300円	600円	300円	600円	900円	
備考								
1 使用時間の区分は、次のとおりとする。 (1) 午 前 午前9時から午後0時30分まで (2) 午 後 午後1時から午後5時まで (3) 午前午後 午前9時から午後5時まで (4) 夜 間 午後5時30分から午後9時まで (5) 午後夜間 午後1時から午後9時まで (6) 1 日 午前9時から午後9時まで								
2 入場料その他これに類するものを徴収し、又は営利を目的とするときの使用料の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。								
3 土曜日、日曜日及び法に規定する休日に使用する場合の使用料の額は、この表に定める額又は前号に定める額に1.1を乗じて得た額とする。								
4 ピアノの調律並びに16ミリ映写機、照明設備及びプロジェクターの操作は、使用者の負担とする。								

第 1 号様式から第 3 号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 3 条関係）

名古屋市教育センター施設使用申込書				
				年 月 日
(宛先) 名古屋市教育委員会				
住 所 [団体は事務所の] [所在地及び名称]				
(ふりがな)				
氏 名 (団体は代表者氏名)				
生年月日 (団体は代表者生年月日)				
電 話 自 宅 (団体は事務所)				
勤務先				
教育センターの施設を使用したいので、次のとおり申し込みます。				
使用 目的	行事の名称			
	行事の内容			
使用責任者	氏名	住所	自宅 電話	勤務先
主 催 者 名				
共催者名・後援者名			入場 (集会) 予定者数	人
使 用 日 時				
使 用 施 設	本 館	講堂 第 1 2 講堂控室 第 1 2 3 研修室 第 1 2 展示ホール		
	教育館	第 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 研修室		
使 用 す る 附 属 設 備	本 館 (講堂)	合唱台 グランドピアノ (椅子付) マイク (A) 本 マイク (B) 本 ワイヤレスマイク 本 録音再生装置 16 ミリ映写機 スクリーン 1 式 (スクリーン付) (備付け・移動) センターピン スポット 台 舞台照明装置 1 式 スポットライト 台 ライト		
	教育館	拡声装置 1 式 プロジェクター スクリーン 1 式 装置 1 式 (備付け) (備付け・移動)		
入場料等の徴収	有 無		入場料等の金額	円
そ の 他				

注 使用施設の欄、使用する附属設備の欄及び入場料等の徴収の欄は、該当するものを○で囲んでください。

備考 1 名古屋市暴力団排除条例第 6 条の規定に基づく措置について記載する。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 2 号様式（第 3 条関係）

使 用 許 可 書			
年 月 日			
住所			
氏名（名称及び代表者氏名）			
教育センターの施設の使用は、次のとおり許可します。			
名古屋市教育委員会 印			
使用 目的	行事の名称		
	行事の内容		
使用責任者	氏名	住所	自宅 電話 勤務先
主催者名			
共催者名・後援者名		入場（集会） 予定者数	人
使用日時			
使用施設	本館	講堂 第 1 2 講堂控室 第 1 2 3 研修室 第 1 2 展示ホール	
	教育館	第 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 研修室	
使用する 附属設備	本館 (講堂)	合唱台 グランドピアノ（椅子付） マイク(A) 本 マイク(B) 本 ワイヤレスマイク 本 録音再生装置 16 ミリ映写機 スクリーン 1 式 (スクリーン付) (備付け・移動) センターピン スポット スポットライト 台 ライト 台 舞台照明装置 1 式	
	教育館	拡声装置 1 式 プロジェクター 装置 1 式(備付け) スクリーン 1 式 (備付け・移動)	
使用料の額	円		
許可の条件			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 3 号様式（第 6 条関係）

名古屋市教育センター施設使用料減免申請書 年 月 日 （宛先）名古屋市教育委員会 （申請者） 住 所 〔 団体は事務所の 所在地及び名称 〕 氏 名 （団体は代表者氏名） 電 話 自 宅（団体は事務所） 勤務先 教育センターの施設の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。			
使用 目的	行事の名称		
	行事の内容		
使用責任者	氏名	住所	自宅 電話 勤務先
主 催 者 名			
共催者名・後援者名		入場（集会） 予定者数	人
使 用 日 時			
使 用 施 設	本 館	講堂 第 1 2 講堂控室 第 1 2 3 研修室 第 1 2 展示ホール	
	教育館	第1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 研修室	
使 用 す る 附 属 設 備	本 館 （講堂）	合唱台 グランドピアノ（椅子付） マイク（A） 本 マイク（B） 本 ワイヤレスマイク 本 録音再生装置 16 ミリ映写機 スクリーン 1 式 （スクリーン付） （備付け・移動） センターピン スポット スポットライト 台 ライト 台 舞台照明装置 1 式	
	教育館	拡声装置 1 式 プロジェクター 装置 1 式（備付け） スクリーン 1 式 （備付け・移動）	
減免を受けようとする理由			
減免を受けようとする金額	円		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

附 則

- 1 この規則は、平成31年7月29日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第1号様式から第3号様式までの改正規定及び次項の規定は、同年5月7日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市教育センター条例施行規則第1号様式から第3号様式までの規定は、施行日以降の使用に係る申請について適用し、同日前の使用に係る申請については、なお従前の例による。

名古屋市教育委員会告示第13号

名古屋市志段味古墳群歴史の里の駐車場の有料期間について

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例第3条第2項ただし書の規定により、名古屋市志段味古墳群歴史の里の駐車場を使用しようとする者が利用料金を納付しなければならない期間として教育委員会が指定する期間は、次のとおりとします。

平成31年4月24日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

利用料金を納付しなければならない期間

平成31年5月5日

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室

名古屋市教育委員会告示第14号

教育委員会定例会の開催について

平成31年 5月10日午後 3時30分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

平成31年 4月26日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

請願審査について

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について

平成31年度歯科衛生優良校等の表彰について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局管理規程第13号

名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程及び名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成31年 4 月26日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

(名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「午後5時15分」を「午後5時30分」に、「することにより労働基準法（昭和22年法律第49号）第34条第1項の規定による休憩時間を確保することが困難となる可能性がある職員又はその職員と勤務時間の割振りを同じくする必要があると局長が認める職員の勤務時間の割振りは、午前8時45分」を「させる見込みがないと局長が認める職員の勤務時間の割振りは、午前8時45分から午後5時15分まで又は午前9時」に改める。

第5条第1項中「第3条第3項ただし書」を「第3条第3項本文」に改め、同条第2項中「正午から午後0時45分」を「勤務時間の割振りが午前8時45分から午後5時15分までの場合にあつては正午から午後0時45分まで、午前9時から午後5時30分までの場合にあつては午後0時15分から午後1時」に改める。

第21条中「専念義務免除承認簿」を「職務専念義務免除承認簿」に改める。

(名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第4条及び別記様式第1中「専念義務免除承認簿」を「職務専念義務免除承認簿」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程及び名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、第2条の規定による改正前の名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の規定に基づいて作成されている用紙は、第2条の規定による改正後の名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市交通局管理規程第 17 号

名古屋市交通局会計規程（昭和 31 年名古屋市交通局管理規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 4 月 25 日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

様式第 14 号、様式第 15 号及び様式第 36 号を次のように改める。

様式第14号

年度 月分 予 算 執 行 明 細 (節 別)

(単位：円)

年月日	細節名称	件名	伝票番号	執行番号	事業	任意 コード	数量	単位 税区分	決定額	執行額	債権債務者

様式第15号

年度 月分 予 算 執 行 明 細 （細節別）

（単位：円）

年月日	細節名称	件名	伝票番号	執行番号	事業	任意 コード	数量	単位 税区分	決定額	執行額	債権債務者

取引先登録申込書（新規・変更・取消）

申込者控は、コピーをお渡しします。

(あて先) 名古屋市交通局長

年 月 日

[illegible]

(變更 : _____ 年 _____ 月 _____ 日以降)

入力済

登録番号

以上の件について登録してください。

また、交通局から受ける支払金は銀行口座振替での支払いを希望するので下記によりあわせて登録してください。

記

- 1 年 月 日以降交通局との取引発生分の支払金について、本申込書記載の預金口座へ振り込んでください。
- 2 領収書は銀行の振込引受書又は当座口振込引受書をもって代えさせていただきます。

附 則

この規程は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第 18 号

名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成 16 年 4 月 1 日交通局管理規程第 16 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 4 月 26 日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

第 5 号様式を次のように改める。

第 5 号様式(起案用紙)

							文書番号		第	号
起案	年 月 日	分類 区分	第1	第2	第3	第4	保 存 期 間	30・10・5・3・1年()		
処理 期限	年 月 日						起 案 担 当 課	課		
決裁	年 月 日	簿冊						印		
施行	年 月 日							電話(番)		
標 題										
上記のことについて どのように してよろしいか。 します。										
市 長		副 市 長			市 長 室 長		経 費 支 出			
							あ り な し			
主 管	局 長	次 長	部 長	課 (公所) 長		係 長				

名古屋市交通局

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

平成31年度名古屋市職員第1類・免許資格職採用試験公告

名古屋市職員採用試験を次のとおり実施します。

平成31年4月23日

名古屋市人事委員会委員長 圓 生 和 之



平成31年度

名古屋市職員採用試験案内（第1類[大学卒業程度・22～30歳]） （免許資格職）

平成31年4月23日

名古屋市人事委員会

【申込期間】

4月25日（木）から5月12日（日）までの本登録完了分有効

『名古屋を変えるのは、君だ！』

本市では、名古屋をよりよくしたいという熱意を持ち、主体的・積極的
に行動できる人材を求めています。

【変更点】

「管理栄養」区分の試験について、今年度から6月に第1次試験を実施します。また、
出題分野を変更します P4、7 参照

1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容

試験区分		採用予定人員※1	主な職務内容※2
第1類	事務	行政一般	110名程度
		法 律	55名程度
		経 済	55名程度
		社会福祉	30名程度
	技術	土 木	35名程度
		建 築	10名程度
		機 械	若干名
		電 気	15名程度
		応用化学	若干名
		造 園	若干名
	研究	研究（機械）	若干名
		研究（電子）	若干名
	研究	研究（薬学）	若干名
		研究（農芸化学）	若干名
		研究（応用化学）	若干名
		学校事務	若干名
	消防	30名程度	
免許資格職	薬 学	10名程度	市立病院等における調剤・服薬指導 など
	衛 生	5名程度	・ 保健センター等における食品衛生・環境衛生・薬務・公害対策に関する監視指導・検査、環境教育 ・ 動物愛護センター等における獣医療等、と畜検査（獣医師免許取得者に限ります。） ・ 清掃工場での薬品管理、産業廃棄物処理業等の指導監督 など
	獣 医	5名程度	美術館における西洋近・現代美術の展示（企画、立案、実施）、教育普及事業、資料収集、調査研究 など
	学芸（西洋美術）	若干名	名古屋城調査研究センター等における資料収集、調査研究（日本考古学） など
	学芸（考古学）	若干名	科学館におけるプラネタリウム解説、展示（企画、立案、実施）、教育普及事業、資料収集、調査研究 など
	学芸（天文）	若干名	保健センター、福祉施設、病院等における栄養指導、献立作成 など
	管理栄養	若干名	

※1 採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。

※2 組織の改廃等により、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することになる場合もあります。

2 受験資格

次の(1)～(3)の要件を満たす必要があります。

(1) 年齢要件

試験区分		年齢要件
第1類	事務・技術 研究・学校事務 消防	次のいずれかに該当する方 ・平成元年(1989年)4月2日から平成10年(1998年)4月1日までに生まれた方 ・平成10年(1998年)4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成32年(2020年)3月31日までに卒業見込の方
免許 資格 職	薬学・衛生 学芸・管理栄養 獣医	
		次のいずれかに該当する方 ・昭和59年(1984年)4月2日から平成10年(1998年)4月1日までに生まれた方 ・平成10年(1998年)4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成32年(2020年)3月31日までに卒業見込の方

(2) 資格要件等（該当試験区分のみ）

試験区分	資格要件等
消防	日本国籍を有し、下記の条件4つすべてに該当する方 【身体的条件】 ・矯正視力…両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・基本色の識別…赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・聴力…左右とも正常であること ・その他…消防官としての職務遂行に支障のないこと
薬学	薬剤師の免許を有する方又は平成32年(2020年)3月末までに実施される薬剤師国家試験により同免許を取得見込の方
衛生 獣医	食品衛生監視員の任用資格を有する方又は平成32年(2020年)3月末までに有する見込の方 なお、食品衛生監視員の任用資格を有する方とは、下記のいずれかに該当する方 1 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した方（※） 2 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師 3 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した方（※） 4 栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有する方 （※）1又は3に該当する方は、食品衛生監視員の任用資格を有することを証明する書類（学校等が発行する成績証明書等）を提出していただきます。詳しくは、第1次試験合格者に通知します。
学芸	学芸員の資格を有する方又は平成32年(2020年)3月末までに有する見込の方
管理栄養	管理栄養士の免許を有する方又は平成32年(2020年)3月末までに実施される管理栄養士国家試験により同免許を取得見込の方

(3) 次のいずれにも該当しない方

- ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）受験資格以外に職員として採用されるにあたっての注意事項があります。必ず確認してください。

- ・ 受験資格となる免許や資格を取得（有する）見込である方 … P9 「7」
- ・ 「消防」以外の試験区分で日本国籍を有しない方 … P9 「7」及びP11「13(1)」

3 試験の日程等 (注) 試験の日程等は変更する場合があります。

(1) 行政一般・法律・経済・消防 区分

試験の流れ		日程	
受験申込		4月25日(木)～5月12日(日) ※本登録まで完了させてください。(P8 5 申込手続き参照)	
受験票発送 (第1次試験会場のお知らせ)		5月28日(火) P12 第1次試験会場予定地参照	
受験教室のお知らせ		6月21日(金) 名古屋市公式ウェブサイト(以下、市ウェブサイトといいます。)に公開します。	
第1次試験		6月23日(日) 開 場 午前8時45分 着 席 午前9時00分 終了予定 (行政一般・消防) 午後1時30分頃 <昼休憩なし> (法律・経済) 午後3時45分頃 <昼休憩あり> 第1次試験科目は、5ページ以降をご覧ください。 <u>なお、第2次試験である論文試験についても、第1次試験にあわせて実施します。</u>	
第1次試験合格者発表		7月3日(水)	
第2次試験	口述試験	個別面接①	7月11日(木)～7月21日(日)
		個別面接②の対象者発表	7月23日(火)
		個別面接②	8月3日(土)～8月11日(日)
	体力検査(消防のみ)	8月2日(金)	
最終合格者発表		8月20日(火)	

<注意事項>

- それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、市ウェブサイトを必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

<合格者及び対象者発表について>

- 合格者、対象者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前(市役所東庁舎1階内)の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。また、下記のとおり通知します。

ア 第1次試験合格者発表及び個別面接②の対象者発表

合格者、対象者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で7月8日(月)までに文書が届かない場合、個別面接②の対象者となった方で7月31日(水)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課(052-972-3308)までご連絡ください。

イ 最終合格者発表

第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

<面接の日程について>

- 個別面接①の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- 個別面接②の日程は個別面接②対象者通知でお知らせします。
- 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

(2) 社会福祉・土木・建築・機械・電気・応用化学・造園・研究・
学校事務・薬学・衛生・獣医・学芸・管理栄養 区分

試験の流れ	日程
受験申込	4月25日(木)～5月12日(日) ※本登録まで完了させてください。(P8 5 申込手続き参照)
受験票発送 (第1次試験会場のお知らせ)	5月28日(火) P12 第1次試験会場予定地参照
受験教室のお知らせ	6月21日(金) 市ウェブサイトにて公開します。
第1次試験	6月23日(日) 開 場 午前8時45分 着 席 午前9時00分 終了予定 (学校事務) 午後1時30分頃 <昼休憩なし> (研究・学芸) 午後2時45分頃 <昼休憩あり> (上記以外) 午後3時45分頃 <昼休憩あり> 第1次試験科目は、6ページ以降をご覧ください。 <u>なお、第2次試験である論文試験についても、第1次試験にあわせて実施します。</u>
第1次試験合格者発表	7月3日(水)
第2次試験 (口述試験)	7月24日(水)～8月11日(日)
最終合格者発表	8月20日(火)

<注意事項>

- それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、市ウェブサイトを必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

<合格者発表について>

- 合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎1階内）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトにて公開します。また、下記のとおり通知します。

ア 第1次試験合格者発表

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で7月11日(木)までに文書が届かない場合、至急、人事委員会事務局任用課（052 - 972 - 3308）までご連絡ください。

イ 最終合格者発表

第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

<面接の日程について>

- 口述試験の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

4 試験方法

(1) 合格者の決定方法

＜第1次試験合格者決定方法＞

- ・ 第1次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。
その場合、他の試験科目の採点は行いません。
- ・ 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

＜最終合格者決定方法＞

- ・ 合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計して決定します。
- ・ 第2次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。
その場合、他の試験科目の採点は行いません。
- ・ 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

(2) 試験の内容、出題分野

- ・ 問題は活字印刷文による出題です。
- ・ 身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続き時にその旨記入をしてください。
- ・ 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

ア 行政一般

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (150分)	公務員として必要な一般的な知識及び能力をみる試験（択一式） 知識分野（人文科学、自然科学、社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等を含む》）〈25問必須解答〉 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）〈25問必須解答〉	600点
第2次試験	口述試験	個別面接①	600点
		個別面接② ※個別面接②対象者は、第1次試験及び個別面接①の得点を合計して決定します。	1,200点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月23日（日）実施》 ※個別面接②対象者のみ採点の対象とします。	600点

イ 法律・経済

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (90分)	公務員として必要な一般的な知識及び能力をみる試験（択一式） 知識分野（社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等を含む》）〈15問必須解答〉 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）〈15問必須解答〉	210点
	専門試験 (120分)	各試験区分に応じた専門的な知識をみる試験（択一式）〈40問必須解答〉 (各試験区分における出題分野等はP7【別表】参照)	390点
第2次試験	口述試験	個別面接①	600点
		個別面接② ※個別面接②対象者は、第1次試験及び個別面接①の得点を合計して決定します。	1,200点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月23日（日）実施》 ※個別面接②対象者のみ採点の対象とします。	600点

ウ 研究（機械、電子、薬学、農芸化学、応用化学）

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (90分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等を含む》） <15問必須解答> 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈） <15問必須解答>	210点
	専門試験 (60分)	研究職として必要とされる各試験区分の分野に関連する知識をみる試験（択一式） <20問必須解答>	390点
第2次試験	口述試験	専門面接（専門分野に関する個別面接）	900点
		一般的な個別面接	900点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月23日（日）実施》	600点

エ 学校事務

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (150分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（人文科学、自然科学、社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等を含む》） <25問必須解答> 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈） <25問必須解答>	600点
第2次試験	口述試験	個別面接	1,800点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月23日（日）実施》	600点

オ 消防

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (150分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（人文科学、自然科学、社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等を含む》） <25問必須解答> 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈） <25問必須解答>	600点
第2次試験	口述試験	個別面接①	600点
		個別面接② ※個別面接②対象者は、第1次試験及び個別面接①の得点を合計して決定します。	900点
	体力検査 (1日) (注)	職務遂行に必要な基礎体力に関する検査 6種目（上体起こし、握力、長座体前屈、反復横とび、立ち幅とび、20mシャトルラン（往復持久走）〔文部科学省の新体力テスト実施要項に準拠〕 ※身体検査のうち、基本色の識別検査も同日に実施します。	600点
	身体検査 (注)	職務遂行上必要な身体的条件及び健康度をみる検査（尿検査、胸部エックス線検査、心電図等）を各自医療機関等で受検し、人事委員会事務局が指定する様式で提出していただきます。 なお、受検に必要な費用は受験者の負担となります。 詳細は、個別面接①の際にお知らせします。 基本色の識別検査は体力検査時に実施します。	—
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月23日（日）実施》 ※個別面接②対象者のみ採点の対象とします。	300点

(注) 体力検査及び身体検査は、消防区分の個別面接②対象者のみ実施します。

力 社会福祉・土木・建築・機械・電気・応用化学・造園・薬学・衛生・獣医・管理栄養

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (90分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等を含む》） <15問必須解答> 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈） <15問必須解答>	210点
	専門試験 (120分)	各試験区分に応じた専門的な知識をみる試験（択一式） <40問必須解答> (各試験区分における出題分野等 【別表】参照)	390点
第2次試験	口述試験	個別面接	1,800点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月23日（日）実施》	600点

キ 学芸（西洋美術、考古学、天文）

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (90分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等を含む》） <15問必須解答> 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈） <15問必須解答>	120点
	経験・業績論文 (60分)	専門分野における経験・業績に関する課題についての記述式試験	480点
第2次試験	口述試験	専門面接（専門分野に関する個別面接）	900点
		一般的な個別面接	900点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月23日（日）実施》	600点

【別表】第1次試験専門試験の出題分野〔衛生を除き必須解答〕

試験区分	出題分野
法 律	憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学
経 済	経済原論、財政学、経済史、統計学、経済事情、経済政策、憲法及び民法
社会福祉	社会福祉概論（社会保障を含む）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む）、社会調査
土 木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
建 築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
機 械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
電 気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
応用化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
造 園	造園学原論、造園材料・施工、造園管理、造園計画・設計（都市・地方計画を含む）、造園関連基礎
薬 学	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度
衛 生	物理・化学・生物、衛生、薬事法規・薬事制度 <24問 必須解答>
	食品科学、応用微生物学、応用獣医学、畜産物利用学（18問） 薬理、薬剤、病態・薬物治療（16問） <以上34問中16問 選択解答>
獣 医	基礎獣医学、病態獣医学、応用獣医学、臨床獣医学
管理栄養	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論

5 申込手続

※申し込みはインターネットで行ってください。

(やむを得ない事情によりインターネット申込ができない方は、11ページ「13 その他(3)」参照)

- 複数の試験区分に申し込むことはできません。
- 申込後の試験区分の変更は、一切できません。申込前に必ず入力内容をご確認ください。
- 土・日及び祝日のお問い合わせには対応できません。期限に余裕をもって申し込んでください。
- 名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも、受験申込をした方は必ず受験するようお願いします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

利用環境	インターネットに接続できるパソコンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Readerが必要となります。 ・ Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 http://get.adobe.com/jp/reader/ ・ 受験票の印刷はA 4 判の普通紙で行ってください。 ・ 使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。	
アクセス	・ 名古屋市電子申請サービス (https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/) にアクセスし、「利用手引き」等を読んだうえで、「平成31年度名古屋市職員採用試験（第1類【大学卒業程度・22～30歳】、免許資格職）を申し込む」をクリックし、順次画面の指示に従ってください。	
申込期間	4月25日（木）から5月12日（日）までに本登録が完了したもののみを有効とします。 ・ 期間中でも、午前2時00分から午前4時59分までは申し込みできません。また、システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 ・ 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。	
申込から第1次試験までの流れ		
本登録 4/25～ 5/12	①仮登録手続き	入力フォームに従って入力し、仮登録してください。 ※入力時に設定した「パスワード」は受験票の交付等の手続きで必要ですので、必ず控えをとってください。
	②電子メール受信	仮登録完了の電子メールが届きます。 登録は完了していませんので、電子メール本文に従って必ず本登録まで完了させてください。 ※電子メールに記載されている「受付番号」は受験票の交付等の手続きに必要ですので、必ず控えをとってください。
	③本登録手続き	入力内容を確認し、本登録をしてください。
	④電子メール受信	本登録完了の電子メールがおよそ10分で届きます。
受験票等の 交付 5/28～	受験票及び 写真票兼承諾書の 印刷・写真添付・ 署名	5月28日（火）以降に送付する電子メール本文に従って、「受付番号」と「パスワード」を入力し、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。（受験票はPDFファイルとして発行します。） 5月30日（木）までに電子メールが届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従ってください。
第1次試験 6/23	受験票及び 写真票兼承諾書を 提示	写真票は必ず写真を貼付し、申込内容を確認のうえ署名をした上で、試験当日に受験票とともにお持ちください。

6 申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課試験係(電話052-972-3308)までご連絡ください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験に合格すると、試験区分ごとに、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 最終合格発表後、合格者に対し意向調査や、健康診断等を行います。
- (3) 受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。また、以下に該当すると採用されない場合があります。
 - ア 職種によって必要とされる免許等の資格を採用時に取得できない場合は、採用されません。
 - イ 傷病等により職務に従事できない場合などには、採用されないことがあります。
 - ウ 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。
- (4) 採用は、原則として平成32年4月です。

8 試験成績の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、受験者本人が口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次試験 不合格者	科目別得点 総合得点 合格基準点 総合順位	第1次試験又は第2次試験の結果発表当日からその翌月同日まで（ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで） { ・ 9：00～12：00 ・ 13：00～17：00 （土・日・祝日・振替休日を除く。）	人事委員会事務局(中区三の丸三丁目1番1号)において、受験者本人が次の(1)及び(2)を提示して申し出てください。 (1) 運転免許証、旅券、学生証等の身分証明書（ <u>写真のあるもの</u> ） (2) 受験票
第2次試験 不合格者	第1次試験得点 第2次試験得点 総合得点 合格点 総合順位		

- (注) ・ 個別面接②の対象とならなかった方への成績開示は、最終合格者発表日(8月20日)以降です。
- ・ 受験しなかった科目がある方は、対象となりません。
 - ・ 電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
 - ・ 必要提示書類（写真付の身分証明書及び受験票）に不足がある場合は開示できません。
 - ・ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください（自家用車での来庁はご遠慮ください。）。

9 主な勤務条件

(平成31年4月1日現在 人事給与制度等の改正により変わる場合があります)

(1) 初任給の例

事務・技術 学校事務・衛生 学芸	研究	消防	薬学 〔薬学に関する6年制 大学卒の場合〕	獣医 〔獣医に関する6年制 大学卒の場合〕	管理栄養 (大学卒の場合)
211,025円	218,500円	216,775円	226,895円	226,895円	215,625円

(注)・ 上表の初任給は、給料月額に地域手当を加えたものです。

- ・ 学校卒業後の経歴などがある場合は、上記金額に一定の基準により加算されます。
- ・ 「薬学」の初任給は、薬剤師免許取得後のものです。

(2) 諸手当

初任給のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(3) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

10 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等の有無はTwitter (https://twitter.com/nagoyashi_saiyo)により、当日午前7時以降にご確認ください。

試験当日、台風や地震などの自然災害や事故等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、必ず各機関が発行する遅延証明書をお持ちください。



11 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

12 過去の実施結果

実施年度	受験者数（人）	合格者数（人）	倍率（倍）
平成30年度	1,959	416	4.7
平成29年度	2,230	375	5.9

(詳しくは市ウェブサイトでご確認ください。)

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

(2) 本市職員で受験を希望する方

ア 嘱託員、任期付職員、臨時的任用職員

受験資格を満たす場合は、この試験案内に従って申し込みをしてください。

イ 上記以外の本市職員

所属長を通じて手続きをすることとなります。所属長へ申し出をしてください。

(3) インターネット申込ができない方

やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。この場合には、以下の「申込書の請求手続」に従って請求してください。

なお、請求手続に不備がある場合は、申込書を送付いたしかねますので、ご注意ください。

ア 申込書の請求期限 … 5月1日（水）までの消印有効 《持込不可》

（注）申込書は、5月7日（火）以降、到達順に順次発送します。

イ 申込書の提出期限 … 5月12日（日）までの消印有効 《持込不可》

《申込書の請求手続》

1 請求用封筒（長形3号）を用意する。

(1) 表面に次のア及びイを記載する。

ア 宛先「〒460-8508（住所不要）名古屋市人事委員会事務局任用課」

イ 「第1類・免許資格職採用試験申込書（〇〇（試験区分））請求」（朱書き）

（例）「第1類・免許資格職採用試験申込書（行政一般）請求」

試験区分は必ず記載してください。

(2) 裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記する。

2 返信用封筒（長形3号）を用意する。

表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して、速達郵送分（長形3号の場合の郵送料362円分）の切手を貼り、表面余白に「速達」と大きく朱書きする。

3 連絡先（電話番号又はメールアドレス）を用意する（様式不問）。

4 請求用封筒に返信用封筒と連絡先を入れ、送付する。

請求用封筒に「2 返信用封筒」と「3 連絡先」を入れて、所定の郵送料の切手を貼り、郵送する。

(4) 第1次試験会場予定地（受験票受領後、市ウェブサイトを必ずご覧ください。）

【名古屋大学 全学教育棟】 名古屋市千種区不老町

【名古屋工業大学】 名古屋市昭和区御器所町

【名城大学 天白キャンパス】 名古屋市天白区塩釜ロー丁目501 番地

【名古屋市立菊里高等学校】 名古屋市千種区星が丘元町13番7号（※）

※ 高等学校が試験会場となった方は、試験当日は上履き（スリッパ）をお持ちください。

- ・ 受験会場は受験票でお知らせします。必ず各自の受験票で確認してください。
- ・ 試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。
公共交通機関を利用してください。
- ・ 試験会場内の下見はできません。
- ・ 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

<情報コーナー>

◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

⇒

名古屋市職員採用案内

で

検索 



◇ Twitter（@名古屋市人事委員会）について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています！

フォローをお待ちしております！



◇ 「名古屋市職員 採用総合案内」について

名古屋市の組織、職種、仕事、人事制度などについての概要を掲載したパンフレットです！ぜひ読んでみてください！

詳細は市ウェブサイト「名古屋市職員 採用総合案内」のページをご覧ください。

<申込及び問合せ先> 名古屋市人事委員会事務局任用課試験係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

T E L : 052-972-3308

F A X : 052-972-4182

M a i l : a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp

試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

認可地縁団体の所有不動産の登記移転等に係る公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条の 2第 1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）が行った同法第 260条の38第 1項の規定に基づく申請を相当と認めるので、同条第 2項の規定により次のとおり公告します。

なお、当該申請を行った認可地縁団体が同条第 1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者等は、市長に対し異議を申し出ることができます。

平成31年 4月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 申請を行った認可地縁団体の名称

桶狭間南町町内会

2 申請を行った認可地縁団体の区域

名古屋市緑区

桶狭間	3502番
桶狭間上の山	101番から 844番まで（ 817番から 831番までを除く。）、1501番から1621番まで、1708番、1901番から2508番まで、2606番から2611番まで、2706番から2710番まで及び2801番から3737番まで
桶狭間切戸	701番から2426番まで
桶狭間南	全域
桶狭間森前	1316番から1335番（1328番及び1333番を除く。）及び2101番から3108番まで

3 申請を行った認可地縁団体の主たる事務所の所在地

名古屋市緑区桶狭間上の山3709番地

4 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
宅地	203.88平方メートル	名古屋市緑区桶狭間上の山3709番

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
梶野 剛司	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間 57番地
山口 堅二	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字平子10 番第 4番地
榎本 隆一	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 31番第 3番地
梶野 四郎	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字又八山 10番第 3番地
梶野 忠雄	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 2番地
梶野 憲夫	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 1番第 1番地
梶野 芳昭	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間 20番第 1番地
梶野 松明	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 31番第 1番地
梶野 隆夫	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字平子 4 番第 3番地
梶野 一敏	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間 26番第 1番地
梶野 博康	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間 56番地

梶野 哲	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 3番地
平林 昌樹	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字又八山 6番第 3番地
久野 尊	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 33番地
梶野 十一	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 19番地
梶野 利己	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字平子14 番第 1番地
梶野 勝巳	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 26番第 1番地
梶野 鈴利	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 26番第 4番地
梶野 定義	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間 68番地
永田 辰男	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字平子16 番地
神谷 武年	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間 64番地
梶野 治	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字六ヶ廻 間 5番地
榎本 富夫	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 32番第 1番地
梶野 和助	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間 62番地
梶野 鈇世	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字又八山 16番第 2番地
早川 忠司	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 4番地

外山 秀幸	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字六ヶ廻間 7番第 1番地
梶野 裕生	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 59番第14番地
久野 光市	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 30番第 4番地
平林 鎮夫	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間 38番地
早川 金吾	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字又八山 52番第 2番地
永田 智	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間 28番第 5番地
梶野 幸和	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字六ヶ廻間27番第 1番地
青山 邦男	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間 55番第 1番地
梶野 正	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字平子11番地
梶野 題一	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間 66番第51番地
青山 稔	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 33番第 1番地
梶野 一男	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間 46番第 1番地
梶野 由子	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 1番第 1番地
早川 久	名古屋市緑区桶狭間上の山1921番地
梶野 孝光	名古屋市緑区桶狭間上の山 407番地

5 異議を述べることができる登記関係者等の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べることができる期間等

(1) 期間

平成31年 4月24日から同年 7月24日まで

(2) 方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の 3第 3項に規定する申出書に必要事項を記載し、登記関係者等であること並びに申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類等を添えて提出してください。

(3) 提出先

名古屋市市民経済局地域振興部地域振興課

名古屋市市民経済局地域振興部地域振興課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

平成31年 4月25日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1445号	(株)ハウス ラボ	本田 敦巳	大阪府大阪市浪速区 大国二丁目 1番 6号	平成31年 3月13日
第1446号	(株)ウエス タン	本田 孝生	名古屋市北区山田一 丁目11番 9号アーバ ン・スクエア 202号	平成31年 3月13日
第1448号	(株)N. I . C	中村 信幸	広島県広島市中区舟 入幸町21-23 1F	平成31年 3月13日
第1449号	(株)リクア	遠山 光太 郎	名古屋市中村区太閤 三丁目 9番 1号昇永 荘 7号室	平成31年 3月13日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の休止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の休止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

平成31年 4月25日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を休止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	休止年月日
第1205号	東福瓦斯 興業(株)	末永 桂子	愛知県東海市加木屋 町大清水 558番地	平成31年 3月 8日
第 244号	中衛工業 (株)	関谷 俊征	名古屋市南区鶴里町 3丁目11番地	平成31年 3月28日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第 1項第 1号の規定により公告する。

平成31年 4月25日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1447号	山本設備	山本 一積	愛知県北名古屋市片 場六所36番地 3	平成31年 3月13日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課